

過疎地域持続的発展 山ノ内町計画

(令和8年度～令和12年度)

『未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土^ま^ち』

長野県 山ノ内町

目 次

1	基本的な事項	
(1)	山ノ内町の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	5
(3)	行財政の状況	7
(4)	地域の持続的発展の基本方針	9
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	9
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7)	計画期間	10
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	10
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 【移住・定住】【都市・国際交流】	
(1)	現況と課題	12
(2)	その対策	12
(3)	計画	13
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	13
3	産業の振興、観光の開発 【農業】【林業】【商工業】【雇用・就労対策】【観光】	
(1)	現況と課題	14
(2)	その対策	16
(3)	計画	18
(4)	産業振興促進事項	19
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	19
4	地域における情報化 【情報化】	
(1)	現況と課題	19
(2)	その対策	19
(3)	計画	20
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	20
5	交通施設の整備、交通手段の確保 【交通体系】	
(1)	現況と課題	20
(2)	その対策	21
(3)	計画	21
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	22
6	生活環境の整備 【上・下水道】【防災】【住宅環境】【公園・緑地】【景観】【環境・衛生】 【消費生活】【交通安全・地域安全】	
(1)	現況と課題	22
(2)	その対策	26
(3)	計画	28
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	29

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
	【出会い～子育て】【児童福祉】【地域福祉】【高齢者福祉】【障がい者福祉】【健康増進】	
	(1) 現況と課題	30
	(2) その対策	32
	(3) 計画	35
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	35
8	医療の確保 【地域医療】	
	(1) 現況と課題	35
	(2) その対策	36
	(3) 計画	36
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	36
9	教育の振興 【学校教育】【青少年の育成】【高等学校以上の教育の振興】【生涯学習】	
	【スポーツ活動】	
	(1) 現況と課題	37
	(2) その対策	39
	(3) 計画	41
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	42
10	集落の整備 【コミュニティ】【町民参加】【人権の尊重】【男女共同参画社会】	
	(1) 現況と課題	42
	(2) その対策	44
	(3) 計画	46
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	46
11	地域文化の振興等 【伝統・文化】【町民文化】	
	(1) 現況と課題	46
	(2) その対策	47
	(3) 計画	47
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	47
12	再生可能エネルギーの利用の推進 【自然エネルギー】	
	(1) 現況と課題	48
	(2) その対策	48
	(3) 計画	48
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	48
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項 【土地利用】【行政サービス】【行財政経営】	
	【広域行政】【ユネスコエコパーク】	
	(1) 現況と課題	48
	(2) その対策	51
	(3) 計画	53
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	53
	事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	54

1 基本的な事項

(1) 山ノ内町の概況

ア. 山ノ内町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(位置と地勢)

本町は、長野県の北東部に位置し、上信越高原国立公園の中心にあって、東西 39km、南北 12km の行政区域を有しています。西は高社山と箱山支脈を境として中野市に隣接し、北は木島平村及び栄村に接しています。また、南に笠ヶ岳、三沢山を境として上高井郡高山村に接し、東は群馬県と県境をなしています。

周囲を 2,000m 級の山々に囲まれた盆地であり、90%（うち 7 割余が志賀高原）が山林原野で占められ、約 1,900m の標高差が多様な植生と変化に富んだ景観をもたらしています。集落は河岸段丘や扇状地状の緩やかな傾斜地と高原を中心に分布しています。

さらに、本町は四季折々の素晴らしい自然に恵まれた志賀高原と北志賀高原、温泉地として知られる湯量豊富な湯田中渋温泉郷を有し、全町が志賀高原ユネスコエコパークにも登録された日本を代表する観光エリアとして、全国にその名を知られています。

(自然的条件)

本町の気候は、昼と夜や夏と冬の寒暖の差が大きい内陸性気候で、夏季の最高気温は 30℃ を超え、冬季は最低気温が -10℃ 以下になります。

標高が高く夏季も冷涼な気候の高原は避暑地として、また、昼夜の寒暖差が大きい平地においては、高品質の果樹栽培やそば、きのこの等の農業生産に適した環境となっています。

年間降水量は平均で 1,000mm 程度と雨が少ない一方、冬季の降雪量は多く特別豪雪地帯に指定されており、志賀高原・北志賀高原は、最高の雪質を誇るスノーリゾートとして国内外の観光客に親しまれています。

(歴史的条件)

本町の歴史は古く、1 万年以上も前の旧石器時代から人々が暮らしていたことが知られています。鎌倉時代に入ると、高梨氏、夜交氏、小島氏などの地方豪族の支配下におかれ、江戸時代には夜間瀬が幕府直轄領（天領）、湯田中・志賀高原は真田領として松代藩の支配を受けました。

明治 22 年の市町村制施行とともに、平穏・穂波・夜間瀬の 3 村で構成されるようになり、その後昭和 29 年に平穏村が平穏町となり、昭和 30 年 4 月に 1 町 2 村が合併して現在の山ノ内町になりました。個性的な三つのエリアが世界に誇る観光地として町の発展を支えてきたとともに、世紀の祭典、長野冬季オリンピック・パラリンピック・スペシャルオリンピックスの開催は町の輝かしい歴史となっています。

各自治体の平成大合併が進むなか、平成 16 年 10 月に町の合併を問う住民投票を執行し、本町は自らの選択により「自立のまちづくり」を目指すこととなりました。

(社会的条件)

町内には、陸路の玄関口として国道 292 号沿いに町情報物産館の道の駅北信州やまのうち、鉄道の玄関口として長野電鉄湯田中駅があり、町役場（保健センター・文化センター・地域福

社センター)、中野警察署山ノ内町交番、岳南広域消防本部山ノ内消防署、特別養護老人ホームいで湯の里などが官公庁等の施設として整備されています。

主な公共施設として、3小1中学校、1中央3地区公民館(ふれあいセンター)、5保育園があり、子育て支援センター、町立蟻川図書館、町立志賀高原ロマン美術館などが教育文化施設として整備されています。また、多目的広場としてやまびこ広場、体育施設として上林グラウンド・テニスコート、屋内ゲートボール場、すがかわ体育館、観光施設として湯田中駅前温泉楓の湯などがあり、志賀高原には、多目的施設として長野オリンピックにあわせて整備した志賀高原総合会館98があります。

(経済的条件)

1. 産業別就業人口

本町の実業人口は、令和2年に6,387人で、20年前(平成12年)と比べて約30%減少しています。

産業別の割合は、農業などの第1次産業が24.6%、製造業を中心とする第2次産業が17.0%、観光などのサービス業を中心とする第3次産業が56.8%となっています。

すべての産業で就業人口は減少しており、就業人口の構成割合は、ほぼ横ばいの状況が続いています。

2. 観光の状況

本町の観光地延利用者数は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受けて、令和2年、令和3年と大幅に減少しましたが、令和4年以降は再び増加傾向となっています。

特に志賀高原の観光入り込み客数は、インバウンド需要の拡大により、新型コロナウイルス感染症以前の状況を上回り、令和6年は250万人となっています。

観光消費額は、観光入り込み客数同様に令和2年、令和3年に減少しましたが、近年は増加傾向となっています。

本町に訪れる外国人観光客は、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、再び増加に転じており、10万人に迫っています。

外国人旅行者には、スノーモンキー、スノーリゾートを中心に人気があり、地域別ではオーストラリアとアジア地域が多く、オーストラリアや香港、台湾等からの宿泊者が増えています。

3. 農業の状況

本町の農業は、冷涼な気候や昼夜の寒暖差を活かした果樹等の生産が盛んで、基幹産業の一つとなっています。

しかし、町内での新規就農者が確保されている一方で、農業従事者の高齢化とそれに伴う遊休農地の増加などの課題があります。

農家数は、令和2年には843戸と減少傾向が続いており、特に販売農家数は、平成2年と比べて約半数に減少し、経営耕地面積も緩やかに減少傾向が続いています。

4. 商工業の状況

本町の商業は、飲食料品や身の回り品、お土産物を扱う小売業等がありますが、近隣他市の大規模小売店やインターネット等を利用した無店舗販売等への流出などの影響を受け、町内の

商店数は減少傾向にあり、令和3年では96店舗となっています。

また、製造業では令和2年に従業員4人以上の事業所が7か所あり、製造品出荷額は概ね横ばいで推移しています。

イ. 山ノ内町における過疎の状況

本町の令和7年4月1日現在の人口は11,187人で、年齢3区分別では高齢者人口が4,709人(42.1%)、生産年齢人口が5,623人(50.3%)、年少人口が855人(7.6%)となっており、全国平均と比較して高齢者の割合が著しく高い状況にあります。生産年齢人口と年少人口の割合は減少傾向にあり、将来的には地域経済やコミュニティを支える担い手の不足が一層深刻化することが懸念されます。

人口減少・少子高齢化は全国的な課題であるものの、本町では特に高齢化の進行が顕著であり、医療・福祉・交通など生活基盤の維持や、若者・子育て世代が安心して暮らせるまちづくりが喫緊の課題となっています。

これまでの過疎地域対策として、本町では過疎地域自立促進計画及び過疎地域持続的発展計画を策定し、産業基盤・交通体系・生活環境の整備、福祉サービスの充実や教育の振興など各分野において地域の自立促進と持続的発展に向け、本町の基幹産業である観光と農業に重点を置き、旅行者のニーズに柔軟に対応できる組織づくり、インバウンド誘致事業の推進、農業等基盤整備、ブランド農業や6次産業の推進に取り組むほか、各分野では、生活道路の拡幅改良修繕、町内の各公園整備や防災行政無線整備、学校施設の耐震化、公民館の整備などに取り組んできました。

しかし、これまで様々な取り組みを行ってきてもなお、人口の減少、少子高齢化の進行の傾向は依然として深刻であり、地域社会や産業を支える担い手の不足などの課題を抱えています。さらに、物価高やエネルギー価格の上昇、気候変動に起因する自然災害の激甚化、国際情勢の不安定化などが経済活動に大きな影響を及ぼしており、地域経済の停滞や生活不安を招いています。加えて、急速なデジタル化の進展は利便性を高める一方で、高齢者を中心とした情報格差といった新たな社会課題も浮き彫りになっています。

ウ. 山ノ内町の社会経済的発展の方向の概要

1. 若者に「選ばれる」まちづくり

地方都市においては人口減少や少子高齢化の進展を背景に、若者が住みたいと思えるまちづくりの重要性が高まっています。

国や県においても、女性の活躍促進や子育て・働き方の両立支援、外国人材の受け入れ・共生の推進などが社会政策の課題とされ、地域社会における多様性の尊重や包摂的な施策の展開が求められています。

本町は、豊かな自然環境や観光資源に恵まれる一方で、都市機能や交通・医療等の利便性の面で課題があり、生活のしやすさや働きやすさが十分とは言えません。また、外国人にとっても、住環境や情報提供、地域社会との交流機会などに課題があります。人口減少や高齢化の進行は、若年層や女性の定住意欲の低下や地域活動参加の減少にもつながるため、地域コミュニティの維持にも影響しています。

これらの課題に対応し、若者や外国人にも選ばれるまちづくりを進め、持続可能な地域社会の形成を目指します。

2. グローバル経済と稼げる力を育むまちづくり

近年のグローバル経済の進展により、地域経済も世界的な市場動向や観光需要の変化から大きな影響を受けています。本町は志賀高原、湯田中渋温泉郷、北志賀高原の3つの観光地に加え、スノーモンキーは国際的に高い知名度を有しており、外国人観光客の来訪が地域経済の重要な柱の1つとなっています。インバウンド需要は宿泊業、飲食業、小売業において雇用や所得を生み出し、町の活性化に寄与しています。

一方で、観光動向は団体旅行から個人旅行、自然や文化を重視する体験型へと移行しており、こうしたニーズに応えるためには、多言語対応や ICT による情報発信、キャッシュレス決済、交通アクセス改善など、国際水準に沿った受入環境の整備が必要となっています。

さらに、町の強みである農産物や加工品もグローバル市場を見据えた対応が求められており、輸出や観光との連動によりブランド力を高めることで、地域産業全体の稼ぐ力を強化することが課題となっています。

3. デジタル社会の実現と DX の推進

国では、地方における ICT 利活用の推進や、行政・産業・生活分野における DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進しています。

本町においても、人口減少に対応するためのデジタル技術を地域社会や行政運営に効率的に取り入れ、町民生活の利便性向上と地域産業の持続的発展につなげていくことが求められています。

一方、デジタル社会の実現に向けては課題もあり、町民の高齢化が進行する中で、デジタル機器やサービスに不慣れな層が一定数存在すること、また、観光業や農業など地域を支える産業においても、労働力不足や競争力の低下に対応するための DX 推進が求められています。さらに、行政分野においても手続のオンライン化やデータ連携の仕組みづくり、業務効率化や住民サービスの利便性向上に向けた基盤整備が急務となっています。

4. 環境問題と脱炭素社会の実現

近年、気候変動の影響により全国的に自然災害の激甚化が進んでおり、地域防災と持続可能なまちづくりの両立が重要な課題となっています。本町においても、豪雨や土砂災害、大雪などの自然災害リスクが高まっており、迅速な避難行動や防災施設の整備、ハザードマップの活用を通じた災害対応の強化が求められています。

一方、志賀高原をはじめとする豊かな自然環境や温泉資源は地域経済の重要な基盤であり、志賀高原ユネスコエコパークとして自然と人の共生を図る取り組みが社会的にも期待されています。

加えて、国の 2050 年カーボンニュートラルの実現や長野県のゼロカーボン戦略等により、地域における温室効果ガス削減や再生可能エネルギー導入の重要性が高まっており、本町でもゼロカーボンシティ宣言を行い、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。

今後も、自然と共生し、災害に強く、脱炭素社会を実現するまちづくりを目指して、様々な取り組みを進め、持続可能で安全な地域社会の構築を図ります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

(人口と世帯の推移)

本町の人口は、1町2村が合併した昭和30年以降減少を続けています。昭和60年の住民基本台帳人口は18,723人でしたが、令和7年では11,187人と減少しており、過去40年間で7,536人の減少(▲40.2%)となっています。

一方、世帯数は、平成12年から令和7年まで5か年おきに、5,040世帯、5,037世帯、5,002世帯、5,011世帯、5,032世帯、5,141世帯と、人口が大きく減少しているなかほぼ横ばいで推移しており、核家族化の進行、若年層流出による高齢者世帯の増加等の状況がうかがえます。

(人口の動態)

○自然増減(出生・死亡)

出生数は、平成11年から減少傾向が続いており、令和6年では30人まで減少しています。死亡数は、増加傾向が続いた後、近年は200人前後で横ばいの状態が続いていますが、直近の令和6年は155人となり、急激な減少がみられました。

出生数と死亡数の差である自然増減は、死亡数が出生数を上回る自然減の状況が続いており、平成20年以降は、年間100人減を超える状況が続いています。

また、全年代の中でも団塊世代を中心とする70代の人口比率が高いことから、今後も死亡数が高水準で推移すると考えられます。このような状況下で出生数が回復しない場合、自然減はさらに加速し、人口減少に拍車がかかることが懸念されます。

○社会増減(転入・転出)

転入数は、平成22年以降に増加傾向(※コロナ禍を除く)にあり、令和6年には平成11年以降最多となる605人となっています。

転出数も転入数と同様に、平成21年から令和元年にかけては増加傾向となり、コロナ禍の令和2年からは一時的な減少がみられます。

また、転入数と転出数の差である社会増減(純移動)は、転出数が転入数を上回る社会減の状況が続いていましたが、令和4年以降は社会増へ転じました。

ただし、近年の社会増は一時的な状況であることも考えられることから、今後も移住施策による転入増の持続や、定住施策の強化による転出減の推進に取り組んでいく必要があります。

(年齢階層別人口の動向)

年齢階層3区分別における令和2年までの推移は、15歳未満の年少人口と15~64歳の生産年齢人口が減少し、65歳以上の高齢人口が増加してきましたが、直近の令和7年では高齢人口も減少に転じました。

また、構成比については、年少人口と生産年齢人口の割合が下がり続けているのに対し、高齢人口の割合は増加を続けており、高齢化率は令和7年には42.1%に達しています。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数(人)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総数	18,964	17,680	△7.1	14,704	△16.8	12,429	△15.5	11,352	△8.7
0歳～14歳	4,211	3,161	△29.1	1,823	△42.3	1,214	△33.4	976	△19.6
15歳～64歳	12,449	11,501	△8.7	8,471	△26.3	6,489	△23.4	5,603	△13.7
うち 15歳～29歳(a)	3,042	3,042	△22.0	1,816	△40.3	1,240	△31.7	1,025	△17.3
65歳以上(b)	2,304	3,018	53.9	4,410	46.1	4,726	7.2	4,773	1.0
(a)/総数 若年者比率	18.7%	17.2%	—	12.4%	—	10.0%	—	9.0%	—
(b)/総数 高齢者比率	12.1%	17.1%	—	30.0%	—	38.0%	—	42.0%	—

表1-1(2) 人口と世帯の推移(住民基本台帳)

区分	平成12年		平成17年			平成22年		
	実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)
総数	16,384	—	15,451	—	△6.1	14,366	—	△7.4
15歳未満	2,200	13.4	1,864	12.1	△15.3	1,558	10.8	△16.4
15歳～64歳	10,012	61.1	9,103	58.9	△9.1	8,175	56.9	△10.2
65歳以上	4,172	25.5	4,484	29.0	7.5	4,633	32.2	3.3
世帯数	5,040	—	5,037	—	△0.1	5,002	—	△0.7

区分	平成27年			令和2年			令和7年		
	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)
総数	13,351	—	△7.1	12,148	—	△9.0	11,187	—	△7.9
15歳未満	1,268	9.5	△18.6	1,019	8.4	△19.6	855	7.6	△16.1
15歳～64歳	7,260	54.4	△11.2	6,200	51.0	△14.6	5,623	50.3	△9.3
65歳以上	4,832	36.1	4.3	4,929	40.6	2.0	4,709	42.1	△4.5
世帯数	5,011	—	0.2	5,032	—	0.4	5,141	—	2.2

資料：住民基本台帳(4月1日現在) ※平成27年からは外国人を含む

表1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数 (人)	就業 比率 (%)	実数 (%)	就業 比率 (%)	実数 (人)	就業 比率 (%)	実数 (人)	就業 比率 (%)	実数 (人)	就業 比率 (%)
総数	10,081	—	9,188	—	8,428	—	7,587	—	7,097	—
第一次産業	2,333	23.1	2,155	23.5	2,051	24.3	1,883	24.8	1,772	25.0
第二次産業	2,029	20.1	1,791	19.5	1,466	17.4	1,304	17.2	1,192	16.8
第三次産業	5,714	56.7	5,237	57.0	4,879	57.9	4,326	57.0	4,096	57.7

区分	令和2年	
	実数 (人)	就業 比率 (%)
総数	6,387	—
第一次産業	1,574	24.6
第二次産業	1,086	17.0
第三次産業	3,629	56.8

資料：国勢調査 (※総数に分類不能数を含む)

(3) 行財政の状況

令和6年度一般会計決算の実質収支額は2億9,248万円の黒字になりましたが、前年度と比べて1,268万円の減となっています。

また、財政健全化判断比率については、実質公債費比率が8.8%と前年度より0.2%、経常収支比率は87.2%と前年度より1.0%それぞれ増加しましたが、将来負担比率は38.3%と前年度より3.4%改善しました。これらの数値から検証した場合、現在町の財政状況は概ね健全を保っているものと判断することができます。

しかし、人件費や物件費などの経常的経費の上昇に加え、施設大規模改修等の大型事業により、今後財政状況は厳しさを増すことが予想されるため、これらに備えた的確な財政運営をしていく必要があります。

歳入では、本町の主産業である観光においてインバウンドの回復等により国内外の観光客が増加し、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準を上回る状況となりましたが、人口減少や土地価格の下落傾向から町税収入の伸びは期待できず、財源確保は厳しい状況が続くことが見込まれます。

一方、歳出では、福祉・教育施策の充実、防災対策の強化、道路・上水道等のインフラ整備や施設の長寿命化改修などの大型事業を着実に進めていかなければならず、財源確保のため多額の町債発行や基金の取崩しが必要となりますが、実質公債費比率や将来負担比率等を見極めながら事業の選択と集中を基本とした財政運営を行っていくこととなります。

また、各種産業の活性化のほか、移住定住策の充実や関係人口の創出により人の流れを呼び

込めるような施策を充実し、的確な行政運営を行っていく必要があります。

表1-2(1) 町の財政状況(普通会計決算状況) (金額の単位:千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	6,349,733	6,835,501	8,962,929
一般財源	4,091,524	4,173,656	4,410,360
国庫支出金	469,289	512,633	2,109,896
都道府県支出金	348,920	353,549	477,855
地方債	470,337	859,232	660,891
うち過疎対策事業債	36,330	390,800	340,500
その他	969,663	936,431	1,303,927
歳出総額 B	6,030,493	6,429,831	8,659,221
義務的経費	2,721,415	2,315,932	2,480,281
投資的経費	407,236	735,786	893,897
うち普通建設事業	406,536	731,407	699,327
その他	2,901,842	3,378,113	5,285,043
過疎対策事業費	38,304	481,786	451,877
歳入歳出差引額 C (A-B)	319,240	405,670	303,708
翌年度へ繰越すべき財源 D	29,572	34,981	1,755
実質収支 C-D	289,668	370,689	301,953
財政力指数	0.52	0.45	0.42
公債費負担比率	18.0	10.8	11.9
実質公債費比率	19.7	11.5	8.2
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	82.2	77.4	81.3
将来負担比率	108.8	83.8	64.0
地方債現在高	5,393,307	6,310,650	8,066,712

(注) 1 上記区分については、地方財政状況調(総務省 自治財政局財務調査課)の記載要領による。ただし、実質公債費比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に基づく数値を使用する。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道					
改良率 (%)	33.9	36.9	51.4	53.9	55.4
舗装率 (%)	44.9	57.0	74.5	80.8	82.5
農道					
延長 (m)	102,342	105,907	94,358	97,484	97,433
耕地1ha当たり農道延長 (m)	74.3	80.7	75.3	79.3	—
林道					
延長 (m)	51,000	132,356	106,410	109,866	113,372
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	27.5	21.8	30.7	—
水道普及率 (%)		99.8	98.9	100.0	100.0

水 洗 化 率 (%)	6.7	22.5	54.2	82.2	92.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0	0	0	0	0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成22年4月1日に施行され、本町は過疎地域の指定を受け、「山ノ内町自立促進計画」を策定し、地域の自立促進に向け取り組みを行ってきました。計画期間終了後は、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、新たに「過疎地域持続的発展山ノ内町計画」（以下、過疎計画）を策定し、取り組んできましたが、人口減少・少子高齢化の進展等厳しい社会経済情勢が継続し、多くの課題が残っています。

これまでのまちづくりの成果を継承しつつ、今後の持続的発展に向けた取り組みを進めるにあたり、町民と行政の協働による自主自立の自治体運営を基盤とし、地域社会の持続的発展をめざす指針である「第6次山ノ内町総合計画」（以下、総合計画）との整合性を確保しながら、将来像の実現に向けて施策を推進することが重要です。このため、総合計画に掲げるまちづくりの基本目標を、本過疎計画における地域の持続的発展の基本方針として位置付け、これに基づき各種施策を進めていきます。

- ひとつながり、魅力あふれる産業と交流の郷土
- いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土
- 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土
- 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土
- みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

(4)に記載した本町の持続的発展にかかる基本方針に基づき、本過疎計画全般に関わる基本目標を以下のとおり設定します。

人口に関する目標		人口の見通し（推定及び目標値）				
年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
推定値	15,451	14,366	13,351	12,148	11,187	10,132
目標値	—	—	—	—	—	10,500

資料：住民基本台帳（4月1日現在） ※第3期山ノ内町人口ビジョンによる推計(社人研準拠)

各分野に関する目標については、この後に記載するそれぞれの項目ごとに記載します。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本過疎計画は総合計画と整合性を図り策定しているものであることから、「地域の持続的発展のための分野別目標」の達成状況評価については、「第6次山ノ内町総合計画後期基本計画」（以下、後期基本計画）の達成状況の評価に代えるものとします。

(7) 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本過疎計画における公共施設等のあり方や今後の方向性については、「山ノ内町公共施設等総合管理計画」（以下、総合管理計画）と整合性をとりながら、総合的な利活用を推進します。

総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方は以下のとおりであり、総合管理計画において、総合計画との整合性を図ることを規定しているため、本過疎計画に記載されたすべての公共施設等の整備に係る事項については、総合管理計画及び「山ノ内町公共施設個別施設計画」（以下、個別施設計画）と整合性を図るものとしています。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1. 点検・診断等の実施方針

点検については、日常点検と定期・臨時点検を実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活用します。また、点検により得た情報で他の公共施設にも該当する事項は、各施設管理者間で情報共有を図ります。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修（事後保全）を行うのではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、トータルコストの縮減を図ります。また、その診断結果をもとに設備・機器の計画的な改修等を実施し、省エネルギー・CO₂排出削減を図ります。

さらに、設置スペースや建物の耐震性等を踏まえ、設置が可能な施設については太陽光発電システム等の導入を検討します。

新たに公共施設を整備する際は、設計段階から環境に配慮し、建築物の断熱化や省エネルギー・CO₂排出削減型の設備・機器の導入、及び長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて実施し、事業費等の削減、平準化を図ることとします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PPP・PFIなどの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討していきます。

3. 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険を除去し安全

の確保を図ります。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も施設の利用、効用等の低い公共施設等については、取り壊しを視野に入れて安全の確保を図ります。

4. 耐震化の実施方針

本計画の安全確保の実施方針に基づき、施設の利用、効用等の高い施設については、施設利用者の安全性の確保及び災害時において、適確に機能を発揮できるよう、引き続き防災・耐震性能等の向上を進めます。

耐震化未実施の施設については、築後 30 年以上経過している老朽施設でもあり、耐震化とともに長寿命化を行う必要があるため、耐震性のある既存建物への機能移転や更新による耐震化も視野に入れ検討します。

5. 長寿命化の実施方針

公共施設等については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理等を計画的に実施し、公共施設等を健康な状況に保ちます。さらに定期的に施設診断を行い、小規模改修工事により不具合箇所を是正するなど、予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

また、既に策定済みの個別施設計画（長寿命化計画）等に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

6. ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、住民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、トイレの洋式化や多言語表記案内の整備など、公共施設等の質を向上させるため、ユニバーサルデザイン化を推進します。

また、既存施設等についても、利用実態等を踏まえて、適宜、導入を検討します。

7. 複合化・集約化の推進方針

立地が隣接する施設や利用目的が同じような施設は、各施設の利用状況、利便性や立地状況を踏まえ、大規模改修・更新時に複合化・集約化を進め、施設数、保有量を適正化します。

なお、未利用財産の利活用については、必要に応じて個別方針を検討することとし、これらの情報を町民に公表することで、公平、公正な手続きのもと積極的な売却又は貸付けを進めます。

8. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「山ノ内町総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることで、所管課をはじめとして企画、財政（予算）等の各課において情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行い、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

計画の実施は、まちづくりのあり方に関わることから、町民、有識者、議会等との情報の共有

化により、意見の反映を図ります。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と課題

【移住定住】

- 人口減少をくい止める対策は最優先事項であり、町民が住み続けたいと思うためには「郷土（まち）を誇りに思い、愛着をもってもらえるまちづくり」の推進が必要です。また、町に暮らすメリットを町内外に積極的に発信するほか、移住・定住希望者への支援体制も重要です。
- 本町で育った多くの子どもたちが進学や就職により転出しています。未来ある若者が地域で活躍するための環境の整備を進める必要があります。
- 移住者にとって住宅の確保は必須であり、空き家等の活用も有効な手段の一つであるため、空き家・空き地バンクへの登録について、空き家所有者や地域への啓発、情報提供体制の強化を図るとともに新たな居住環境の整備も必要となります。

【都市・国際交流】

- 本町では、東京都足立区（昭和 57 年 10 月）や群馬県玉村町（平成 19 年 8 月）と友好交流都市提携をしているほか、北海道美唄市（令和 6 年 3 月）とパートナー協定を締結し、行政、友好交流協会を通じての文化、イベント等での交流事業を推進し、友好を深めています。
- 国際交流では、中国北京市密雲区（平成 19 年 4 月）、アメリカ合衆国コロラド州ベイル町（平成 30 年 1 月）、フランス共和国サン・ジェルヴェ・レ・バン市（令和 7 年 1 月）と国際友好交流協定を結び、各都市と観光、文化、教育など様々な分野で交流事業を実施しています。
- グローバル化に伴い、地域に在住する外国人が増加している中、地域住民と相互に信頼関係を構築し、誰もが対等に暮らすことができる地域社会をつくっていく取り組みが必要です。

【人材育成】

- 持続可能な地域社会を形成するためには、地域の中心的リーダーの発掘や養成が不可欠です。地域関係者と協働のもと支援体制を構築し、地域おこし協力隊や住民等の力を活用しながら、地域社会の担い手となる人材を育成していく取り組みが必要です。

(2) その対策

【移住定住】

①支援体制の充実

地方への移住を検討する人が増えている中、多様化する生活様式や働き方に対応した、移住希望者のサポートの強化を図ります。

②居住環境の確保

長野県宅地建物取引業協会長野支部との協働による空き家・空き地バンクの事業を継続するほか、空き家や町遊休資産を活用した住居の整備を進めます。また、住宅を確保するための支援を継続し、移住定住しやすい環境整備の促進を図ります。

【都市・国際交流】

①都市交流の促進

観光経済面や教育文化面などで交流を継続するほか、情報共有や協力を行い、地域課題の解決の促進を図ります。

②関係人口の獲得

交流事業で携わった人や地域資源や特産品の魅力を体感した人との関わりを深め、町のファン（関係人口）になることで、経済活性化に留まらず、将来の二地域居住や移住に発展させる循環の仕組みづくりを推進します。

③多様な国際交流の促進

国際友好都市との交流事業により、町民の国際理解を推進する一方、外国人にとっても住みやすいまちづくりを目指し、住民同士の交流イベントや町内で働く外国人のための日本語教育を進めるほか、相談・支援体制や情報提供の充実を図ります。

【人材育成】

①持続可能な地域の形成

地域住民が支え合いながら地域経済の活性化やリーダー育成を始めとした地域おこしを行う環境づくりを支援します。また、関係者や各関係課と支援体制の構築に向けた取り組みを強化し、地域おこし協力隊の登用や制度活用などを行いながら積極的な推進に取り組みます。

〈地域の持続的発展のための分野別目標〉

分野	項目	単位	現状値 (R 6)	目標値 (R 12)
移住定住	体験住宅の年間利用組数	組	7	15
	空き家・空き地バンクマッチング件数 (5年間累計)	件	8	50
都市・国際交流	ふるさと納税者延人数	人	6,914	9,000

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	遊休資産活用移住者向け住宅整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に基づき、個別施設計画と整合性をとりながら次のように推進していきます。

①庁舎等施設：点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。

3 産業の振興、観光の開発

(1) 現況と課題

【農業】

○本町の農業は、気候、立地、標高差、昼夜の寒暖差等、農産物栽培に適した環境が揃った中で、果樹・米・そば・野菜・菌茸類など、地域性に富んだ様々な農産物が生産されています。それぞれの農産物がもつ特徴と合わせ、「志賀高原ユネスコエコパーク」・「清流」・「自然」など、本町ならではのアピールポイントを消費者へ浸透させることにより、単なる「旨い」ではなく、ストーリー性をもった「だから旨い！清流育ち。」を印象付け、ブランド力の強化を図ってきました。

また、志賀高原・湯田中渋温泉郷・北志賀高原の3つの観光エリアを有する本町ならではの強みを活かし、観光との連携により相乗効果につながる取り組みを進め、町の産業振興及び活性化を推進しています。

○10年後を見据え、地域の農業の将来の在り方と農業を担う者が利用する農地の地図（目標地図）を作成し、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地域の話し合いによりまとめた地域計画について、町内5地区で協議を進め、令和7年3月に策定・公表しました。今後は、計画に沿った農地利用の実現に向け、地域での話し合いを継続しながら、地域計画の検証と定期的な見直しに取り組んでいきます。

○主力作物である果樹については、栽培農家の技術や努力及び最適な栽培条件による高品質化に加え、志賀高原ユネスコエコパークの独自性を活用した高付加価値化により市場等でも高い評価を得ていますが、優良産地としての信頼確保のためには更なる生産量の増加が求められています。

高齢化や後継者・担い手不足等により農業従事者の減少が進むとともに、労働力不足等により経営規模の拡大ができない農家が増えており、こうした状況は、農地の遊休荒廃地化が進む原因になるほか、有害鳥獣被害の拡大につながる事となるため、優良農地を後世へつなぐための地域計画の実行や地域ぐるみによる人材及び労働力の確保が急務となっています。

○農業経営においては、自然災害等による収量減や市場価格の低下等の状況変化が起こる可能性があるため、様々なリスクに備え、安定した経営対策を図ることが必要となっています。特に気温上昇による対策の充実が急務となっています。

○基盤整備されていない、不整形地や農道が狭いなど条件が悪い農地が多いことから、県や関係団体等との連携のもと地域が一体となった取り組みの推進が必要です。また、傾斜が急な農地や点在する農地などの問題もあることから、省力化や効率化の導入に対する支援が必要となります。

○畜産業については、経営環境は厳しさを増すものと想定されることから、施設整備等による畜産環境の改善、消費者ニーズに対応した安全・安心な家畜の飼育、優良品種の導入、伝染病防疫対策等について十分な配慮と、担い手の育成確保が求められています。

養殖業については“信州サーモン”などの安定した供給体制の構築とブランド力の強化が必要です。

【林業】

- 本町の森林面積の約8割が民有林であり、各所有の面積が1ha未満の小規模な所有形態に起因して境界不明確な山林が多く、森林整備が進まなかった森林が多く見受けられ、さらに所有者の高齢化や不在地主が増えています。
- 県や森林組合と連携し、林業従業者への支援や森林整備などを継続しながら林業生産機能の維持と確保を図る一方、森林の国土保全・水源かん養などの環境機能や、観光・保健・レクリエーション機能などの森林の公益的機能の活用を進めるとともに、特用林産物や間伐材など、豊富な森林資源の有効活用を図ることが求められています。
- 野生鳥獣による農作物の食害等の発生により、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加、森林植生への影響が懸念されています。また、民家や商店、旅館等の施設への被害に加えて、町民や旅行者に対する人的被害の危険もあり、安全対策も含めたより効果的な有害鳥獣対策が求められています。
- 森林整備や間伐を適切に行うことで、健全な森林がCO₂を吸収・固定し続ける力を高めることができ、また未利用の森林資源をエネルギーや建材として有効活用することで、化石燃料の代替やライフサイクル全体での排出削減にもつながります。こうした取り組みは、地域に根ざしたゼロカーボンの実現に直結しています。

【商工業】

- 本町の商業は、観光産業と密接な関係により発展してきており、観光客をターゲットとする商店・飲食店・卸売などと町民の日常生活用品を取り扱う商店に大別されてきました。しかしながら、旅行形態の変化や町民の生活エリアの拡大等により、町内消費は低下傾向にあります。
- 町内消費の低下とともに増えつつある空き店舗について、補助金を活用した起業者の誘致による賑わいの再生を進めていますが、今後、地域のまちづくりの方向性に合致した空き店舗活用と誘致を進める必要があります。
- 商工事業者の高齢化と後継者不足は、事業承継や伝統的な地場産業における技術の継承も困難な状況になりつつあり、第三者承継等の相談窓口の周知・活用が必要となります。
- 観光や農業など他産業と連携しながら地場産業や特産品開発等の経営資源の活用に傾注するとともに、既存工業の体質強化を支援していくことが求められています。

【雇用・就労対策】

- 中小企業・小規模企業者は、大きな企業に比べて経営基盤が弱く、景気の変動は経営を大きく左右します。このような中で、中小企業に働く勤労者の福利厚生や職場環境は必ずしも十分な状況とは言えないため、労働環境の向上を図る必要があります。また、エネルギー価格高騰や人件費上昇への対応、業務のデジタル化・省力化が急務となっています。
- 移住者や若者の安定的な就業を確保するため、きめ細やかなキャリア研修を視野に入れた就業支援、総合的な創業支援を継続的に行っていく必要があります。また、地域内企業とのマッチングやインターンの機会創出も求められます。
- 社会情勢の変化や人々の価値観の変化により、より多様な働き方が求められています。ICTの活用により、ワーケーションを求める人に合わせ、テレワークオフィスの開設支援や、コワーキングスペースの確保など、ソフト・ハード両面からの支援が必要となっています。
- IT産業の振興やインバウンド対応など、高度化するニーズに対応できる人材を確保し育成す

るための環境を整備する必要があり、観光・サービス業における多言語接遇、デジタルマーケティングに対応した人材定着に向けた取り組みや住環境の整備が必要となります。

- 人口減少や就労者の高齢化により地域の人手不足は深刻化する中であって、労働力を確保したい町内企業と勤労意欲のある方や求職者の両方を積極的に支援していく必要があります。

【観光】

- 本町の観光は、上信越高原国立公園の中心において、2,000m級の山々に囲まれた絶景と清流を発する志賀高原、開湯 1,300 年余の歴史と情緒豊かな街並みを誇る湯田中渋温泉郷、日本の原風景を楽しめる北志賀高原の3つのエリアが連携し、ウインタースポーツと温泉、豊かな自然に恵まれた環境にあります。自然環境との共生、環境負荷の少ない取り組みなど、持続可能な観光交流の推進が求められます。
- 観光ニーズの多様化・個性化により、これまでの志賀高原、湯田中渋温泉郷、北志賀高原の魅力発信に加えて、地域の「ひと」や「歴史」、「安心」などのキーワードが重要になっています。
- スノーモンキーなど本町独自の観光資源が脚光を浴び、外国人観光客が増加しています。滞在期間が長く、消費額の大きい外国人観光客は、地域経済の活性化のため重要であり、外国人観光客の受入環境整備と豊富な観光資源を組み合わせ、観光地としての魅力をさらに高めていくことが必要です。また、体験型メニューやアクティビティの充実を図り、宿泊・連泊につながる施策の展開も求められています。
- 広域関係団体と連携した広域観光の推進、観光関連団体・旅行者・報道関係者等との連携強化、「ひと」や「食」、「歴史」などの地域資源の利活用、農業など他産業との連携、ユネスコエコパークの利活用などハード・ソフト両面から総合的・計画的に取り組み、多様化するニーズに対応できる通年観光への展開と、観光 PR の強化や顧客満足度の向上を目指し、(一財)山ノ内まちづくり観光局と連携を図り観光振興事業に取り組んでいます。

(2) その対策

【農業】

①農産物の高付加価値化

JA や関係団体等と連携し幅広く積極的な PR を実施するとともに、地域食材がもつストーリー性や伝統などの魅力を活かし、地元消費拡大に向けた取り組みを推進します。

②経営体制の充実・新規就農者の確保

認定農業者や集落営農を推進することで農業の体制を強化し、新規就農者には、経済支援・技術提供・受入環境整備を行い、安定経営と地域定着を支援します。

また、Iターン・Uターンによる新規就農者を支援するとともに、農業の機械化・省力化を推進することで、人手不足の解消と生産性の向上、さらには環境負荷の低減を図ります。

③生産基盤整備の推進

多様な農産物の生産性向上を図るため、優良農地の確保に努めるとともに、用排水施設や農道等の農業施設の適正な維持・整備を計画的に進めます。特に、中山間地域については、耕作放棄地の増大を防ぐことによって、農地を保全し、農村の多面的機能の確保を図ります。

【林業】

①森林の整備・保全

森林環境譲与税などを活用しながら、森林整備事業を促進するとともに、森林病虫害の防除等の対策を講じ、森林の健全育成に努めます。また、SDGsの目標達成に寄与する社会づくりや森林経営管理制度による、目指すべき森林の姿を地区ごとに定め、望ましい森林資源への誘導もしくは維持を図ります。

②森林資源の活用

森林経営管理制度及び森林経営計画による適切な森林管理に努め、公共施設や公共事業における間伐材の利用を推進するとともに、町民をはじめ、森づくりや環境学習などの教育活動を通じた関係人口の創出を図ります。

③有害鳥獣対策

農地の保全や森林の適正管理を図るとともに、ICTを活用したより効果的な有害鳥獣対策を目指し、町民や来訪者が安心して活動できるよう、引き続き県や猟友会、地域が一体となった主体的・総合的な取り組みを支援します。

【商工業】

①持続可能な経営基盤の強化

商工会との連携により、融資制度や補助事業の活用などを見据えた経営指導を進め、中小企業・小規模企業者の経営安定化に向けた支援に努め、事業者向けの各種補助金メニューを一体的に案内し、申請サポートを行います。

②賑わい創出のための小売業の振興

空き店舗や休眠スペース等の活用を含め、独自性を活かした魅力ある地域づくりを促進します。

また、起業を含めた自主的な取り組みを支援し、地域の認知度を高めるとともに賑わいの創出を進め、地元消費の拡大を図ります。

【雇用・就労対策】

①就業環境の充実

飯山公共職業安定所などとの連携やマッチボックスを活用した就業支援に努めます。また、観光関連及び農業関連産業を中心に雇用機会の創出や業務の支援を図るとともに、異業種連携による通年雇用環境の確保を進めます。

②勤労者福祉の充実

勤労者の生活安定のため、ワークライフバランスの啓発と有効な制度導入の支援に努めるとともに福祉の充実を図り、健康的で働きやすい職場環境づくりを促進します。

【観光】

①志賀高原ユネスコエコパークの特色を活かした観光地づくり

ユネスコエコパークの理念を踏まえながら、地域の自然や歴史、暮らしや文化伝統を保全するとともに、それらを学びや観光の資源として活用した観光地づくりの取り組みを進めます。

②国際的な観光地づくり

旅行者のストレスをなくすための環境づくりや自然環境、街並み、特産品などの観光資源

を活用したプロモーション活動を展開し、国際的な観光地づくりを推進します。

③魅力的な観光地づくり

多様化する旅行者のニーズに対応するため、新たな観光素材の創出を図り、地域の「食」や「暮らし」、「ひと」を観光資源と連動させる取り組みを推進します。

④おもてなしの観光地づくり

SNSを活用し、タイムリーな情報発信に努め、高齢者や障がい者、外国人など、訪れた人誰もが気軽に安心して楽しめる観光地づくりを進めます。

⑤誘客プロモーション活動の積極的展開

様々なメディアや旅行会社、交通機関との連携による魅力発信のほか、ICTを活用した情報収集・発信を推進します。

〈地域の持続的発展のための分野別目標〉

分野	項目	単位	現状値 (R 6)	目標値 (R 12)
農業	新規就農者数（5年間累計）	人	59	60
	農地流動化面積	ha	11.6	12.8
	認定農業者数	人	97	102
林業	境界明確化事業実施面積	ha	3,033	3,316
	森林経営計画策定面積	ha	3,713	4,400
	鳥獣被害額	千円	21,355	19,219
商工業	各種補助事業による店舗または事業所の開設数及び起業事業者数（5年間累計）	件	30	60
雇用・就労対策	「山ノ内マッチボックス」体験就業採用件数	件	16	50
観光	観光入込数（町調査）	万人	415	450
	外国人延宿泊者数（県調査）	万人	7.8	15

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振 興	(1)基盤整備 【農業】	杳野島崎地籍ほ場整備事業	町	
		国土保全特別対策事業	町	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	町	
		防災重点農業用ため池地震耐性評価事業	町	
		畑地帯総合整備事業	町	
	(1)基盤整備 【林業】	林道整備事業	町	
		インフラ長寿命化事業	町	
	(9)観光又はレ クリエーション	志賀高原総合会館改修事業	町	
		国立公園内施設事業	町	

	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	訪日外国人受入環境整備事業 (外国人観光客等の町内観光地への周遊を促し滞在していただくことを目的に無料Wi-Fiの整備・維持等を行う。)	町	
		求職・求人マッチングシステム事業 (町内における産業の人材不足を解消すべく、スポットワークの需給マッチングを促進するプラットフォームを運用する。)	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
山ノ内町全域	旅館業、農林水産物等販売業、製造業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3産業の振興、観光の開発」の(2)(3)のとおり

なお、事業を推進するにあたり、周辺市町村や協議会等との連携に努めるものとします。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」及び「インフラ施設の方向性」に基づき、個別施設計画と整合性をとりながら次のように推進していきます。

- ① 観光施設：点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。
- ② 農林施設：点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。
- ③ 農道・林道・用水路：予防保全型維持管理の考え方を導入し、各個別施設計画（長寿命化）等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と課題

【情報化】

○デジタル技術や生成 AI（人工知能）の著しい発展と普及は社会や生活環境に大きな変化をもたらしています。まちづくりにおいても、福祉、教育、防災、産業、環境など様々な面で活用可能性があります。住民アンケートでも、住民の利便性向上や効率的な行財政運営への活用が求められていることから「地域住民の利便性を向上させること」、「事務の効率化を図ること」を最優先に有効なデジタル技術を活用することが必要です。

(2) その対策

【情報化】

①窓口サービスの充実

国によるマイナンバー制度を活用し、行政の効率化や利用者の利便性の向上を図るとともに、デジタル技術や生成 AI（人工知能）を有効活用した電子申請の充実や行政手続のデジタル化など電子自治体サービスの充実を図ります。

②行政サービスのクオリティ維持

人口減少が進む中で職員の人的リソースが不足することの懸念や、住民ニーズの多様化に対応するため、生成 AI などのデジタル技術を有効活用し、限られた人員体制の中でも安定的なサービス提供を継続します。

③保育園の ICT 化の推進

保育園の欠席連絡や送迎バスの乗降管理、園便り等の情報発信の即時対応、アレルギーや持病、かかりつけ医など子どもに関する情報の共有を一元管理・実施できるような保育所支援システムの導入を進めます。

④医療 DX の推進

マイナ保険証の利用率の向上を啓発し、更なる事務効率化と適正な医療の提供を行います。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 【防災行政用無線施設】	地域防災情報システム管理運用事業	町	
		地域防災情報システム構築事業	町	
	(3) その他	書かない窓口システム事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画において該当する施設はありませんが、本過疎計画における公共施設等のあり方や今後の方向性については、総合管理計画及び個別施設計画と整合性をとりながら、総合的な利活用を推進します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と課題

【交通体系】

- 町民の日常生活や産業活動、観光客の入込等において、人や物の交流が円滑に行われるためには、道路や公共交通などの交通網が体系的に整備されている必要があります。
- 本町の道路網は、国道 292 号及び国道 403 号が幹線道路として機能しており、都市計画道路は 8 路線で、改良率 55.7%と長野県内では高い整備水準にありますが、その大半は国道 292 号が占め、市街地中心部では未整備な計画路線が残り、計画決定から 60 年経過しています。
- 北陸新幹線飯山駅につながる国道 403 号については、本郷地区交差点が改良され良好なアクセスが確保されていますが、さらに円滑な交通や安全を確保するため、狭隘箇所の解消などを行

う必要があります。

- 長期未整備な都市計画道路や町道網の全面的見直しに取り組み、社会情勢の変化に応じたまちづくりや道路整備が必要です。
- 橋梁、トンネルなどの道路施設は長寿命化計画に基づき維持管理・更新等を行うとともに、施設の集約・撤去の検討も行い、ライフサイクルコストの低減に努める必要があります。
- 冬季における克雪・除雪対策など道路の適切な維持管理も引き続き重要です。身近な生活道路については、道路幅員が狭い区間や屈曲した箇所がみられるほか、歩行時の危険性も指摘されるなど、その改良・整備が求められています。また、除雪オペレータの高齢化や若年層の担い手不足により、今後の除雪体制が懸念されます。
- 今後の道路整備については、単に輸送効率を追求するだけでなく、ユニバーサルデザイン化の推進や安全性、防災性、快適性、文化性といった多様な側面に配慮した道づくりが求められており、特に観光産業を基幹産業の一つとする本町においては、景観への配慮が欠かせないものになっています。
- 交通弱者のための公共交通手段の維持確保について、地域・交通事業者・行政の連携を強化する必要があります。

(2) その対策

【交通体系】

①地域を結ぶ道路づくり

本町と周辺市町村を結ぶ、広域的な幹線道路ネットワークの形成を図り、町内の中心市街地と周辺集落を結ぶ生活道路の整備及び改善に努め、町民生活や地域経済を支える道路づくりを推進します。

②人にやさしい道づくり

歩きやすい歩道の整備や散策路・周遊路として親しめる道づくりを図るとともに、除雪対策を強化するなど、誰もが安全で安心して暮らせる道路づくりを推進します。

③地域公共交通の充実

交通弱者の移動手段として地域公共交通の確保を図るとともに、関係機関や近隣市町村との連携を強化し利便性の向上に努めるほか、地域交通の維持を推進します。

〈地域の持続的発展のための分野別目標〉

分野	項目	単位	現状値 (R 6)	目標値 (R 12)
交通体系	町民が進める町道除雪	箇所	30	36
	人口に対する町コミュニティバス利用者数の割合	%	62	68

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設 の整備、	(1)市町村道 【道路】	道路改良事業	町	
		道路側溝整備事業	町	

交通手段 の確保		道路維持事業	町	
		道路オーバーレイ事業	町	
	(1)市町村道 【橋りょう】	道路改良事業	町	
	(5)鉄道施設等 【鉄道施設】	地域の足運行事業	町	
	(6)自動車等 【自動車】	コミュニティバス購入事業	町	
		除雪車購入事業	町	
	(9)過疎地域持 続的発展特別事 業	地域の足運行事業 (公共交通しか移動手段のない住民の 日常生活の足を確保するため長野電鉄 及び長電バスの事業へ補助し、定期便 とデマンドのコミュニティバスを運行 する。)	町	
	(10)その他	県工事負担金	町	
		県急傾斜工事負担金	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」の「インフラ施設の方向性」に基づき、個別施設計画と整合性をとりながら次のように推進していきます。

- ① 道路：点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準等の適用を図っていくものとします。
- ② 橋梁・トンネル・シェッド：予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、個別施設計画（長寿命化計画）等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と課題

【上・下水道】

○上水道は、健康で快適な生活を送るために必要なライフラインであり、町を支える社会基盤です。本町の水の供給は、上水道、簡易水道、その他飲料水供給施設、簡易給水施設により供給され100%に近い普及率を達成しています。

今後は、需要に対応する安定した水源の確保や施設の整備、適正な維持・管理に取り組むことにより給水体制を保つとともに、老朽化した配水管等の施設の計画的な改善が求められています。

○下水道は快適な生活の確保に加え、河川などの水質保全など自然環境を保つために欠かせない施設であり、今後は最終処理段階で発生する汚泥について、広域的な連携も視野に入れた対応や施設の改築更新を進め処理施設等の適正な維持管理を図るほか、加入の促進や適正な料金設定による下水道事業経営の安定化を図ることが重要です。

【防災】

- 令和7年、日本の夏の平均気温は平年を2.36度上回り、明治31年の統計開始以来「最も暑い夏」を記録しました。地球温暖化がもたらす異常気象は激甚化・頻発化、近年は、短時間に狭い範囲で非常に激しく降る雨も頻発しています。また、令和6年1月に発生した能登半島地震のように、想定や予測の範囲を超える大地震が発生しています。様々な災害の発生に備えるため、行政と自主防災組織、住民が連携を強化し地域防災力の向上を図る必要があります。
- 町は自主防災組織と連携を図るため「本部・避難所運営キット」を配置し、突発的な災害の発生に備え冷静に自主防災組織の災害対策本部の設置や避難所の開設ができるように備えています。
- 防災行動につなげるためには、進行型災害である風水害、突発型災害である地震それぞれを想定したタイムラインに沿った訓練（避難所の開設や避難行動要支援者の避難支援、安否確認伝達、救助救出）を行うことで、防災意識の向上や災害対応力を高めることにつなげていきます。
- 本町は観光地であり、旅館やホテルなどの木造建築物が多く立地しており、全体の約半数が昭和55年以前に建築されていると推計されます。特に温泉街は、家屋が密集し、道路幅員が狭く、延焼の危険性が高いことに加え、消火や避難活動に支障が生じることも懸念されています。
- 本町の消防救急体制は、中野市と共に構成する岳南広域消防組合により、消防救急機能の充実強化を図るとともに、地域防災の中核として欠くことのできない消防団の未来を見据えた改革を推進し、消防団員の確保・育成強化に努めていく必要があります。また、消防施設関連では、公共施設個別施設計画に基づく、適正な維持管理に努め、消防車両等の更新、施設整備、消防水利を継続的に整備拡充する必要があります。
- 山ノ内町地域防災計画の防災ビジョンでは、人口減少が進む中、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下がみられ、防災をめぐる社会構造の変化に対しても、町民、消防団、自主防災組織などの「自助」・「共助」の防災意識の高揚や連携、強化を図るなど、災害に強いまちづくりの推進が必要です。

【住宅環境】

- 本町の公営住宅については、町営68戸（町営住宅65戸、町民住宅3戸）が整備されています。県営住宅は廃止となり、町営住宅については、山ノ内町公営住宅長寿命化計画に基づき、51戸を改修しました。
- 住宅やホテルなどの耐震化を促進するために、広報による啓発を行っていますが、多額の費用が必要なため、耐震改修まで至る件数が多くありません。
- 町内に現存する空き家の有効活用を図れるよう各種補助制度の周知を行い、移住の促進と周辺住民が安心できる住環境の整備が必要です。
- 定住を促進するためには、住宅環境の確保や整備が不可欠であるため、空き家・空き地バンクを通じ町内に現存する空き住宅の有効活用を進めるとともに、新たな住宅環境の研究を進める必要があります。

【公園・緑地】

- 健康で快適な生活を営んでいく上で公園や緑地は、憩いの場、交流の場、こどもの遊び場で

あるとともに、環境や景観の保全機能をもつ重要な施設です。

- 本町における都市公園は5か所、7.46haが供用されていますが、都市計画区域内の人口一人当たりの公園面積は6.2㎡で、都市公園法施行令に定める面積の標準である10㎡を下回っています。そのため、都市公園のほかに、やまびこ広場やどんぐりの森公園などの都市公園に準ずる施設も合わせて、有効に利用しています。
- 公園は、こどもの遊び場として子育て世代を中心に施設整備の要望があることから、やまびこ広場のリノベーションを中心に、こどもから高齢者、さらには観光客などの来訪者にも楽しめる公園の整備を進めています。しかしながら、町内には老朽化の進む公園施設もあることから、利用者のニーズを踏まえた施設の更新を図る必要があります。

【景観】

- 豊かな自然環境や情緒あふれる温泉街、山麓や扇状地に広がる果樹・田園地帯など、本町には魅力ある景観があります。これらの景観は、町民が快適に暮らせる環境、魅力ある観光地を形成する重要な要素です。
- 太陽光発電設置に関する景観条例を平成30年に改正しましたが、今後も時代に合った条例改正に努めるとともに、住民の景観に対する意識を高める取り組みが重要です。
- 本町の良好な景観を維持するため、景観住民協定により地域に根差した自主的な取り組みを支援しています。また、魅力的な景観形成を推進するため、花と緑の風景づくり等の取り組みが重要です。
- アダプトシステム団体においては近年増加傾向にあるものの、良好な景観を形成する新たな団体の発掘・育成が引き続き必要です。
- 地域による河川内の草刈りや清掃など河川愛護の取り組みを支援し、うるおいを与える親水空間を保全していく必要があります。

【環境・衛生】

- 全国的に循環型社会の形成が求められる中、ごみの減量化に向け、リデュース（減量）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3R運動をはじめとする様々な取り組みが展開されています。
- 本町においても、5市町（山ノ内町・中野市・信濃町・飯綱町・小布施町）で構成する北信保健衛生施設組合により事業を行っていますが、ごみ処理については4市町（山ノ内町・中野市・飯綱町・小布施町）で処理を行っており、廃棄物の最終処分量の削減を図ることを目的に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」によって義務化されている4品目を含め12品目の分別収集を行っているほか、ごみの減量化を推進するため、ごみ処理容器等の設置に要する経費に対して補助を行うなど、町民意識の啓発などに取り組んでいます。
- 循環型社会形成の推進は、町民、企業、行政が一体となり、町全体で取り組みが必要です。今後も町民や企業のごみに対する認識と理解を深め、分別収集の徹底やごみの適正な処理のほか、持続的な収集・処理体制の確立を図るとともに、ごみも資源であるという観点から、ごみの減量化や再資源化に努めていくことが重要です。
- し尿処理については、下水道汚水とともに一体処理を行い、効率化が図られています。今後も、衛生面においては、人口の動向や下水道の普及状況を勘案しながら、収集及び処理

体制の維持と残存する合併処理浄化槽の適正管理に向けた指導にも継続して取り組む必要があります。

- 公害防止への対応としては、個々の発生源に対する指導体制や監視体制の強化に努め、公害のない快適な環境づくりを進める必要があります。

【消費生活】

- 高齢化の進行や高度情報通信社会の進展に伴う取引の多様化など、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、すべての年代において悪質商法やインターネット販売等に関するトラブルが広がっています。手口は複雑化・巧妙化し、スマートフォン等の急速な普及や成年年齢引下げに伴う消費者被害の更なる低年齢化も懸念されます。
- SNSの活用やインターネット販売の普及により販売形態が多様化する中で、消費契約に関わるトラブルが増加傾向にあり、電話でお金詐欺や架空請求のほかSNS型投資、ロマンス詐欺などの詐欺による被害が多く発生しています。
- 今後も消費者の安全と利益を守るため、引き続き各種広報媒体を活用し契約等に関する正しい知識の普及に努め消費者トラブル未然防止を図ります。また、関係機関と連携し特殊詐欺に関する最新情報の提供と相談体制を継続し、特殊詐欺の被害防止など消費者の保護と育成を図っていく必要があります。
- 正しい知識の普及や詐欺被害の最新手口の提供など住民の消費者トラブル防止に対する意識や興味が高まることで、相談件数の増加が見込まれます。

【交通安全・地域安全】

- 交通事故は全国的に減少傾向にあるものの、高齢者人口の増加を背景に、死亡者数全体に占める高齢者の割合は5割以上を占めているほか、子どもが被害に遭う交通事故も後を絶ちません。
- 本町の道路環境は、道幅が狭い箇所が多いほか、冬期間の路面凍結や積雪は事故発生の大きな危険要因となっています。また、車を利用する旅行者も多いことから、引き続き必要な道路交通規制の見直しや交通安全施設の整備、交通事故危険箇所の調査・改善による安全な道路交通環境づくりを推進する必要があります。
- 高齢化の進展に伴い、長野県が推進する高齢運転者向け交通安全指導者養成研修や、認知機能検査等の結果に応じた講習、一定の病気等の疑いがある運転者に対する安全運転相談等による、高齢運転者等の事故防止対策を推進し、事故防止啓発に取り組む必要があります。
- 子どもたちの登下校中の交通事故をなくすため、通学路交通安全プログラムに基づく見守り活動や歩道整備など、児童の安全確保に向けた取り組みを継続的かつ着実に実施する必要があります。
- 季節別実施する交通安全運動期間中に街頭啓発や広報誌等により啓発を行い、引き続き交通安全意識の高揚を図る必要があります。
- 国内の刑法犯全体は増加しており、特に特殊詐欺の被害額が過去最悪を記録し、SNSを使った手口が深刻化しています。また、殺人、強盗、放火などの凶悪犯罪（重要犯罪）も増加傾向にあり、中でも不同意わいせつと不同意性交等が大幅に増加しています。この増加は、新型コロナウイルスの5類移行による人の流れの活性化に加え、SNSを利用した犯罪の巧妙化や、

被害申告をしやすい環境整備の進展も影響していると考えられます。

- 町では、犯罪被害者等支援条例を制定し、被害者支援や二次被害防止に取り組むとともに、防犯協会を中心に関係機関と連携した犯罪被害防止啓発活動を実施し、地域の安全確保にあたっています。一方で、地域コミュニティの変化に伴い、防犯に対する地域の連帯意識が薄れている傾向もみられます。
- 住民が犯罪に巻き込まれないために、犯罪に関する情報を迅速に提供するとともに、自分たちの地域は自分たちで守るという地域の防犯意識の高揚を図り、犯罪の起きにくい環境づくりを継続する必要があります。

(2) その対策

【上・下水道】

①飲用水の安定供給

老朽化した上水道施設の更新を行うとともに、水源の環境保全に努め、安心安全な水道水の供給を図ります。

②上下水道事業の健全運営

上下水道事業の経費を見直しながら安定した経営を図ります。また、上下水道料金収納対策強化を推進するとともに、状況に応じて上下水道料金の見直しを行うことにより、経営基盤の健全化を図り、適正な上下水道施設の維持管理を行います。

③河川の水質保全

生活排水の適正処理を進め、河川の水質保全を図ります。

【防災】

①地域防災力の向上

「逃げ遅れゼロ」に向け、タイムラインに基づく防災訓練の実施や自主防災組織の育成、活動支援及び消防団との連携強化を図るとともに防災知識の普及に努め、町民の防災意識の向上、地域防災力の強化を促進します。

②防災体制の充実強化

地域防災計画や災害対応時のマニュアル等の充実を図るとともに、地域防災情報システムや避難体制の整備を行い、大規模災害発生時に、外部の自治体や団体からの人的・物資的支援を円滑に受け入れ、効果的に活用するための具体的な手順や体制を整備します。(受援計画)
また、消防救急体制の強化や消防団員の育成を推進するなど、災害に備えた体制の強化を図ります。

③災害未然防止対策の充実

町民等に地震災害に対する意識啓発を推進し、住宅等の建築物の耐震化を促進します。また、避難施設に指定されている公共施設の耐震化を推進します。一方、集中豪雨等の対策として河川改修等により治水対策の推進を図るとともに、県と協力し急傾斜地崩壊対策やがけ地対策等の土砂災害防止対策を推進します。また、市街地など集落地における雨水排水対策を推進します。

【住宅環境】

①良好な住環境づくり

良質な住宅環境を整備するとともに、景観住民協定の締結等を促進し、良好な住環境の創出に努め、移住者や若者の定住促進を図るため、住宅の必要性を調査するとともに、公営住宅の後利用についても研究を進めます。また、建築物の耐震化や大雪住宅化の普及を支援し、建築物の安全性の確保と快適な住宅の普及を図ります。

②公営住宅の整備・改善

社会情勢の変化を踏まえ、長寿命化計画に沿って適正な維持管理に努め、改修に適さない公営住宅は、除却や跡地利用の検討を進めます。

【公園・緑地】

①公園・緑地の整備

公園は町民や来訪者の憩いの場となることから、老朽化した施設改修など既存施設の適正な維持管理を進めるとともに、利用者のニーズを踏まえた施設等の整備について検討を進めます。また、地域における緑化活動を促進し、緑化空間の創出を図ります。

【景観】

①良好な景観の形成

景観行政団体として関連する条例や計画に基づき、良好な景観形成に努め、道路・施設等の公共事業においても景観に配慮した取り組みを推進します。

②町民の景観育成活動の促進

景観教育を推進するなど、景観に関する啓発を推進します。また、町民主体の景観づくり活動を支援するとともに、町民が主体となる協定づくりや地域のルールづくり、活動支援を促進します。

【環境・衛生】

①快適な生活環境づくり

快適な生活環境づくり活動を支援し、公衆衛生の確保を図りながら、環境衛生の向上を促進します。さらに、騒音・悪臭、水質汚濁・大気汚染などを防止する公害対策に努め、快適な生活環境の維持を図ります。

②環境負荷の少ない循環型社会づくり

ごみ減量化に対する町民意識をさらに高めるとともに、衛生自治会等とも連携し、分別の徹底により、更なる減量化に努めつつ、適正な廃棄物処理を推進します。ごみ焼却施設及び最終処分場については広域体制の中で長期的な視点から必要な処理能力の確保を図ります。また、不法投棄をさせないよう活動を強化し、不法投棄の防止を図ります。

し尿処理については、効率的な収集・処理体制を維持しつつ、国の指導から単独浄化槽設置世帯には合併浄化槽への切り替え促進や、合併浄化槽世帯には浄化槽の適正管理指導を推進します。

【消費生活】

①消費生活に関する啓発活動の推進

長野県消費生活センターなどの関係機関と連携し、各種契約トラブルの相談や解決に向けた対応のほか、防犯協会などの関係団体と協力連携を図り、行政情報やパンフレット配布等

を通じ、巧妙化する犯罪被害にあわないよう啓発に努め、消費者の育成のための啓発活動や情報提供を推進します。

②消費生活相談の充実

消費生活トラブルの未然防止と発生後の早期解決を図るため、県・専門機関と連携しながら、消費生活相談体制の充実に努めるとともに、町民に最も身近な役場において適切な助言が行えるよう、相談業務に係るスキルアップを図ります。

【交通安全・地域安全】

①交通安全対策の充実

季別実施される交通安全運動に街頭啓発や広報誌などによる啓発事業を実施し、交通安全意識の高揚と交通死亡事故ゼロチャレンジを推進し、高齢者や子どもを対象とした交通安全教育を継続するとともに、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の充実に努めます。さらに、冬場の除雪について、町民との協力体制の充実や路面凍結に対する安全対策を図りながら、歩行者及びドライバーの安全を確保します。

②地域防犯対策の充実

町防犯協会を中心に関係機関と連携した防犯パトロールを実施するとともに、街頭防犯カメラの設置を促進し、犯罪の起きにくい環境づくりを推進します。また、広報や町ホームページなどを活用した、犯罪に関する情報提供に努め、犯罪被害の未然防止を図ります。

〈地域の持続的発展のための分野別目標〉

分野	項目	単位	現状値 (R 6)	目標値 (R 12)
上・下水道	水洗化率	%	92.5	96.0
防災	地区防災計画の策定	件	0	4
	消防水利充足率 (271 箇所)	%	95.9 (260 箇所)	98.1 (266 箇所)
	自主防災組織防災訓練参加率	%	100	100
住宅環境	耐震化実施住宅件数(5年間累計)	件	3	8
景観	アダプトシステム団体登録件数(町との協定数)	団体	7	10
環境・衛生	公害に関する苦情件数	件	12	6
	リサイクル率	%	18.1	20.0
消費生活	消費者相談件数(情報提供を含む)	件	43	70
交通安全 ・地域安全	交通事故発生件数(対人対物)	件	14	9
	刑法犯の犯罪発生件数	件	52	42

(3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 【上水道】	原浄水施設維持管理事業	町	
		配給水管施設維持管理事業	町	

		管路・機器等更新事業	町	
		量水器年切交換事業	町	
		南部浄水場取水堰堤改修工事事業	町	
		西部浄水場導水管布設替工事事業	町	
	(1)水道施設 【その他】	公債償還事業（簡易水道）	町	
		公債償還事業（上水道）	町	
	(2)下水処理施設 【公共下水道】	処理施設維持・管理事業（公共）	町	
		管渠施設維持・管理事業（公共）	町	
		処理場長寿命化事業	町	
		処理施設維持・管理事業（特環）	町	
	(2)下水処理施設 【農村集落排水施設】	処理施設維持・管理事業（農集）	町	
		管渠施設維持・管理事業（農集）	町	
	(2)下水道処理施設 【その他】	公債償還事業（公共）	町	
		公債償還事業（特環）	町	
		公債償還事業（農集）	町	
	(5)消防施設	防火水槽設置事業	町	
		消防ポンプ自動車・小型ポンプ付軽積載車購入事業	町	
		ホース乾燥塔建設事業	町	
	(6)公営住宅	町営住宅改築事業	町	
	(7)過疎地域 持続的発展 特別事業	町営住宅解体事業 （老朽化した町有施設の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る。地域住民が持続的に安心・安全に生活することができる。）	町	
	(8)その他	やまびこ広場リノベーション事業	町	
		屋内ゲートボール場整備事業	町	
		みろく公園整備事業	町	
		浜公園整備事業	町	
		塵芥車購入事業	町	
		充電インフラ整備事業	町	
		交通安全施設事業	町	
		落石防止ネット修繕、排石等事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」及び「インフラ施設の方向性」に基づき、個別施設計画と整合性をとりながら次のように推進していきます。

- ① 上・下水道：管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています。

- ② 消防施設：点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。
- ③ 住宅施設：点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。「山ノ内町公営住宅等長寿命化計画」に基づく計画的な修繕・更新を実施します。
- ④ 公園：点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と課題

【出会い～子育て】

- 子育てや教育にかかる経済的負担が大きいことをはじめ、晩婚化や未婚化の影響及び育児支援の不足や職場環境などに起因する少子化は、大きな社会問題となっています。また、出生率の低下や高齢化の進行が経済や社会に深刻な影響を与えています。そのため、若い世代が安心して家庭を築くための環境整備が求められています。
- 結婚を望む男女に対して、出会いの場の提供や婚活力向上のための関係機関が一体となった総合的な支援の充実が必要です。
- 地域の将来を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長することは、町の持続的な発展の基盤です。すべての家庭が安心して妊娠・出産・子育てに取り組めるよう不安や負担の軽減を図り、地域社会全体で子育てを支える体制づくりが重要です。
- こども家庭センター等の充実を図り、すべてのこどもの健やかな成長の実現に向け、切れ目のない支援や子育てについて相談しやすい環境づくりが必要です。
- 本町には5か所の公立保育所が設置されていますが、入所園児数は減少傾向にあります。一方で核家族世帯の増加、就労環境の変化などにより多様化する保育ニーズに対応するためのサービスの充実を図る必要があります。また、経年劣化による建物の修繕が多くなってきており、安全な保育環境づくりが必要です。

【児童福祉】

- 生活意識の変化、地域での連帯意識の希薄化や核家族化により、子育てに関する不安や悩みをもち孤独感を感じる家庭が増え、ストレスの矛先が子どもに向かうなど、子どもを取り巻く環境が変化してきています。
- 住んでいる地域で安心して子育てができるよう、地域ぐるみで子育てを応援していく仕組みづくりと、子どもたちが心身ともに健やかに発達できるよう、家庭、保育園、小中学校、地域社会が連携し、健全な成長を見守る地域ネットワークが必要です。
- 山ノ内町こども基本条例では、こどもが意見を表明し、地域や施策に参加する権利が保障されています。今後は、こどもが安心して意見を言える場の整備や、その声を町の施策に反映する仕組みづくりが必要です。

【地域福祉】

- 少子化・高齢化の進行により、二世帯・三世帯世帯が減少する中、夫婦のみの世帯、特に高齢者の単身世帯の割合が増加しています。
- 地域社会のつながりが弱まり、地域活動への参加が減少しています。このような中、自助・共助・公助のバランスのとれた福祉サービスの提供により、障がいのある人も、ない人も、こどもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現し、インクルーシブ社会を目指していく必要があります。
- 町民一人ひとりが福祉を自分たちの問題と考え、行政と連携しながら地域で福祉活動が自発的に行われるよう意識の啓発を図っていくことが重要です。
- 本町では、社会福祉協議会や民生児童委員を中心に地域福祉活動が行われていますが、今後はさらにこれらの活動を充実させるとともに、誰もが住み慣れた地域でいきいきと活動ができ、地域住民とのふれあいの中で安心して生活できるような地域づくりを行うため、ボランティア活動の一層の充実が求められます。
- 経済的自立が困難な低所得者に対しては、民生児童委員、福祉事務所及び自立相談支援機関などによる生活相談や指導の充実により、各世帯の実情に合わせた援護や就労促進等の支援が求められています。

【高齢者福祉】

- 本町の65歳以上の高齢人口は、令和7年5月1日現在4,707人で高齢化率は42.6%となっており、その内75歳以上の高齢者の占める割合は61.0%と高く、生活機能の低下がみられる高齢者が増加する傾向にあります。
- 高齢化が進む社会では、高齢者一人ひとりが健康で、地域の中での役割と生きがいをもって、いきいきと暮らすことができるよう支援するとともに、必要なサービスが高齢者に適切に提供される必要があります。また、多様化する相談や、切れ目のないサービス提供のための介護人材の確保、医療と介護の連携強化が必要となります。
- 高齢者が生きがいをもち自己実現が図れるよう、その豊富な知識や経験を活かした社会参加を促す取り組みが必要です。

【障がい者福祉】

- 障がい者を取り巻く環境は、雇用者数が増加するなど改善はみられる一方、支援者の高齢化、医療技術の進歩や社会の変化による障がいの重度化・複合化、生活不安など問題も多く残っています。
- 障がいのある人もない人も分け隔てなく共に家庭や住み慣れた地域で生活し活動できる社会の実現を目指すノーマライゼーションの理念を実現する環境整備が必要です。
- 障がいのある人が地域社会の中で共に暮らし、様々な社会活動に自由に参加できるように、福祉、保健、医療、雇用などの分野にわたり、総合的な施策の推進を一層図っていくことが重要となっています。
- 障がい者スポーツや文化芸術活動は、障がい者の社会参加の機会であるとともに、町民の理解を高めることが期待されます。今後も障がい者が、いきいきとした生活を送るため、自らの選択により各種活動等に主体的に参加できる環境を充実していく必要があります。

【健康増進】

- 少子高齢化の進行に伴い、平均寿命と健康寿命の差を縮め、健康寿命を延ばすことがますます重要になってきています。そのためには、各種健（検）診の受診を促進し、一人ひとりが自らの健康状態を把握し、生活習慣を改善することで、病気の予防や重症化予防に取り組むことが求められます。
- 社会環境や生活様式の変化は、心身の健康に大きな影響を及ぼしています。こころの健康づくりに向けては、個人の取り組みに加え、地域や関係機関が連携し、支え合いながら対策を進める必要があります。
- 健康づくりを推進するためには、予防や保健活動を総合的かつ体系的に展開し、地域と連携しながら積極的に取り組むことが重要です。

(2) その対策

【出会い～子育て】

①結婚活動支援の推進

結婚を望む男女に対して、出会いの場の提供、結婚活動に関する各種セミナーの開催やマッチングシステムの活用などによる結婚活動支援の充実を図ります。

②こどもと母親の健康づくりの推進

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで継続的に寄り添う相談支援体制の充実を図ります。

③子育て支援の充実

こども家庭センターでは出産前からおおむね 18 歳までのこどもに関する全ての相談に対応するとともに、支援が必要なこどもや妊産婦等に対し庁外関係機関と連携し、すべての子育て世帯が安心してこどもを産み育てられるよう支援の充実を図ります。また、子育て支援センターでは、子育て世代の交流・育児相談などを実施します。さらに、子育て等に関する様々な情報については、SNS 等を通じて発信します。

④保育サービスの充実

保護者の就労状況等に応じた保育サービスの拡充を図ります。また、各種保育サービスに対し、町独自の経済的支援策について拡充を検討します。あわせて、施設整備など安全でより良い保育環境づくりを推進します。

【児童福祉】

①こどもの居場所づくり

放課後児童クラブ等における活動や異年齢交流を促進し、こどもの安全な居場所づくりに努め、地域でこどもを守るネットワークづくりの推進を図ります。また、町内小中学校を統合し、山ノ内中学校敷地内に義務教育学校を開校させることが決定したことから、今後は放課後児童クラブ等の運用の検討を進めます。

②児童虐待防止等に関する支援体制づくり

児童虐待の早期発見に努め、発生時に迅速かつ適切に対応するため、長野県中央児童相談所等との連携を強化し、家庭・児童相談体制の充実を図ります。

③こどもの権利の尊重

地域全体で子育て家庭を支えあうこどもにやさしいまちづくりを目指し、すべてのこどもの権利が尊重され、愛され、支えられながら自分らしく育ち、自分の意見を自由に表し、様々

な活動に参加することができるよう取り組みを進めます。

【地域福祉】

①皆で支えあう地域福祉社会づくり

社会福祉協議会、民生児童委員、福祉ボランティア等との連携を強化することにより、町民主体の地域福祉活動を推進し、共に支えあう地域福祉社会の形成を図ります。

②地域福祉を支える人材育成

民生児童委員や福祉ボランティア等を中心に、地域福祉の担い手となるような人材の育成、資質向上を図ります。また、広報・啓発活動や小中学校等における福祉教育を実施するなど、福祉意識の向上を図ります。

③生活困窮者への自立支援

生活困窮者に対する相談支援を充実するため、福祉事務所や自立相談支援機関等との連携を強化します。

【高齢者福祉】

①高齢者の生きがいづくり

高齢者を支える地域の自主活動グループを支援するとともに、高齢者が身近に集える場づくりを図ります。また、高齢者の健康づくりを推進するとともに、就労やボランティア活動など、高齢者が豊富な知識や経験を生かして活躍できる機会を創出します。

②高齢者の生活環境づくり

高齢者の日常生活を支援するため、緊急通報装置の設置や家事支援を行うとともに、住宅改修費の助成や住宅確保の支援など高齢者が安全で安心して生活できる環境づくりを推進します。

③介護予防事業の充実・重度化防止

介護保険サービスを使っていない高齢者に対して各種予防事業を提供し、住み慣れた地域で健やかに生活できるよう支援します。

また、各種介護予防教室等への参加を促し、高齢者自身が介護予防の重要性を認識してもらい、現在の状態を維持・向上できるよう支援を継続していきます。

④介護保険サービスの充実

介護が必要となった場合でも、安心して住み慣れた地域で生活が送れるよう、一人ひとりの状況に応じて必要な介護サービスを提供するため事業者と連携を図りながら、介護保険サービスの充実を推進します。また、保険者・地域包括支援センターをはじめとする関係機関とのネットワークの構築・強化、介護人材の確保・介護現場の生産性の向上、医療・介護の連携強化を図ります。さらに、介護サービス事業者等と研修会を開催し、介護保険サービスの質の向上を図るとともに、安定した介護保険制度の運営を推進します。

【障がい者福祉】

①社会参加しやすい環境づくり

障がい者地域活動支援センターの運営や障がい者のスポーツや文化芸術活動等の社会参加の機会を創出するとともに、各種支援を充実するなど、環境づくりを推進します。また、各関係機関との連携強化を図るとともに障がいを理解するためのイベントや講座等により啓発

活動を推進します。

さらに、公共職業安定所や障がい者就業・生活支援センター等との連携を図り、障がい者の自立を支援します。

②障がい者の生活支援の充実

障がい福祉サービス、医療費の助成等による経済的支援などの充実を図り、障がい者の自立した地域生活を支援します。

③障がい者・家族に対する相談支援の充実

障がい者や家族に対するきめ細かな相談支援の充実を図ります。また、障がい者団体やサークル活動を支援するとともに、障がい者の交流活動を支援します。

【健康増進】

①健康づくりの推進

区、地区公民館、保健補導員会等と行政が連携し、町民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援します。また、健康寿命の延伸を目指し、健康意識を高めるとともに、運動・食生活・休養など生活習慣の改善を進めます。さらに、栄養の偏りや食習慣の乱れを防ぐため、食育を一層推進します。

②生活習慣病等の予防及び重症化予防の推進

各種健（検）診の受診促進や保健指導の充実を図り、ライフステージに応じた生活習慣病の発症予防と重症化予防を進めます。さらに、感染症予防の取り組みを強化し、安心して暮らせる地域環境を整備します。

③こころの健康づくりの推進

山ノ内町いのち支える自殺対策推進計画に基づき、こころの健康づくりを推進します。また、地域や関係機関が連携し、住民同士が支え合い、誰もが安心して相談できる体制を整えることで、地域全体で見守る仕組みの強化を図ります。

〈地域の持続的発展のための分野別目標〉

分野	項目	単位	現状値 (R 6)	目標値 (R12)
出会い～ 子育て	婚活支援からの成婚数	組	1	1以上
	乳幼児健康診査受診率	%	97.4	100
児童福祉	放課後児童クラブ利用者数（月平均）	人	148	150
地域福祉	災害時住民支え合いマップ作成地区数	地区	8	15
	ボランティア登録者延人数	人	1,082	1,100
高齢者福祉	生活機能の低下がみられる高齢者の介護予防サービス利用率	%	4.9	7.0
障がい者 福祉	障がい者スポーツ大会参加者数	人	13	50
	地域活動支援センターの1日平均通所者数	人	7.2	8.0
健康増進	健康寿命（平均自立期間 KDB（国保データベースシステム）より）	歳	男性： 79.0 女性：	男性： 79.1 女性：

			83.9	84.0
--	--	--	------	------

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(1) 児童福祉施 設 【保育所】	保育所修繕事業	町	
		保育園 LED 化工事	町	
	(3) 高齢者福祉 施設 【高齢者生活福 祉センター】	地域福祉センター施設修繕事業	町	
	(8) 過疎地域持 続的発展特別事 業	旧泉保育園除却事業 (老朽化した町有施設の倒壊等を防 ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保 全を図る。地域住民が持続的に安心・ 安全に生活することができる。)	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に基づき、個別施設計画と整合性をとりながら次のように推進していきます。

- ① 子育て支援施設：建築後 30 年以上が経過している施設は、大規模な改修が必要になることが見込まれます。今後も継続的に利用していくため、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を実施します。
- ② 健康福祉施設：点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を図り、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。

8 医療の確保

(1) 現況と課題

【地域医療】

- 高齢化の進展や生活習慣病の増加等に伴い、医療に対するニーズはますます多様化・高度化しています。また、医師不足など医療を取り巻く厳しい現状は全国的に問題となっています。
- 本町には一般診療所 3 か所、歯科診療所 3 か所があり、広域医療体制として休日緊急診療所、病院群輪番制病院、感染症指定医療機関が整備され、一定水準の医療体制が確保されています。しかし、疾病構造や人口構成の変化により医療需要は多様化・高度化しており、今後も広域的な連携のもとで適切な医療を維持・強化することが必要です。
- 本町の国民健康保険加入者は人口の約 27.6%（令和 7 年 3 月末）であり、町民の健康と医療の確保にとって重要な役割を果たしています。しかしながら、少子化・高齢化が進む中で、被保険者の減少や低所得者層が多いという構造的な問題と、増加する医療費で国民健康保険

財政の安定的な運営が求められます。こうした状況を踏まえ、平成 30 年度からは、長野県が財政運営の責任主体となり財政安定化を図っています。また、令和 6 年 12 月で紙の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと健康保険証が一体化したマイナ保険証が基本となることで業務の効率化を図り運営しています。

- 国民健康保険事業の健全化を図るため、財源の確保、医療費の適正化等に努めるほか、疾病の早期発見と予防を推進し、町民の健康保持・国民健康保険制度の正しい理解の普及に努める必要があります。

(2) その対策

【地域医療】

①安心して受診できる環境づくり

医師や看護師などの医療従事者の確保を支援するとともに、町民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、地元医師会や関係機関、近隣自治体と連携を深め、地域医療体制や救急医療体制の維持・充実を図ります。

②国民健康保険制度の安定運営

特定健康診査や特定保健指導の実施率を上げ、生活習慣病予防を推進するとともに、レセプト点検や重複・多受診者に対する指導等により医療費の適正化を図り、増大する医療費の抑制に努めます。

また、国民健康保険税の収納対策を強化し、国民健康保険制度の安定した運営を図るため、長野県が進める保険料水準の統一を近隣市町村と連携して取り組みます。

(地域の持続的発展のための分野別目標)

分野	項目	単位	現状値 (R 6)	目標値 (R 12)
地域医療	特定健康診査受診率	%	56.5	60.0
	特定保健指導実施率	%	80.2	80.5
	国民健康保険税収納率(現年課税)	%	97.0	98.0

(3) 計画

事業計画(令和 8 年度～12 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	須賀川地区医師対策事業 (須賀川地区における診療施設の維持経費。町有施設を活用して診療を行うことで、高齢化が著しくまた公共交通機関が乏しい同地区の地域医療の充実を図り、住民の安心・安全な暮らしを支える環境が確保できる。)	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に基づき、個別施設計画と整合性をとりながら次のように推進していきます。

- ① 健康福祉施設：点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を図り、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。

9 教育の振興

(1) 現況と課題

【学校教育】

- 急速に変化する社会で幸せな人生を送るためには、こどもたちが多様な価値観の中で生き、自ら未来を切り拓く力を持つことが重要です。義務教育では、社会の変化に対応できる「生きる力」を育てるため、知識や技能だけでなく、思考力・判断力・表現力を高め、学び続ける意欲と柔軟な対応力を育むことが求められます。
- 山ノ内町に住む全てのこどもが生まれたときから権利の主体として尊重され、幸せに健全に育つことを目指し、令和7年3月に「山ノ内町こども基本条例」を制定しました。今後は、町民全体で理念を共有し、こどもにやさしいまちづくりを目指すことが求められています。
- 令和12年4月に町内の小中学校を統合した義務教育学校を、山ノ内中学校敷地内で開校することが決定したことから、今後は開校に向けた施設整備に加え、教育内容や学習環境の検討を進める必要があります。また統合までの間は、児童生徒の安全を確保するため既存施設の修繕が必要です。
- 「山ノ内町こどもワクワク教育未来ビジョン」に掲げる、本町の特徴である「ESD」、「グローバル教育」、「スポーツ・芸術」、「人権教育」の4つの学びを推進する中で、地域の未来を担う人材の育成と、町の特性を生かした魅力的で特色ある学校づくりが求められています。
- 全国的に不登校児童生徒が増加傾向にある中、未然防止や適切な支援が必要とされており、人間関係を築く力の育成や安心できる居場所の整備が求められています。また、こどもの特性に応じた指導や、能力を伸ばす特別支援教育の充実も重要です。
- 教職員には、社会の変化に対応できる指導力や専門知識、地域と連携する力の向上が求められ、指導方法の工夫・改善も必要です。学校統合により教職員組織が一体となるため、働きやすい環境や研修のあり方も検討する必要があります。
- 児童生徒の個性や人間性を育てるため地域と連携した学習に取り組んでいますが、学校統合で地域との関わりが薄れる恐れがあります。町全体で学校への関心を高め、コミュニティ・スクールを通じて地域とともに学び育つ学校づくりが求められています。
- これまで遠距離通学の支援を行ってきましたが、統合学校の開校により通学方法が変わるため、安全な通学路の確保やスクールバス運行の見直しが必要です。
- こどもたちの健やかな成長には、幼い頃からの正しい食生活が重要であり、食の大切さや地域の食文化への理解を深めるため食育が必要です。学校給食はその基礎となるため、教育委員会・学校・給食センターが連携して、食物アレルギーにも対応した安全安心な給食を提供していく必要があります。
- 少子化が進む中、生徒が将来にわたって持続的にスポーツや芸術に親しむ機会を確保し充実させることを目的に、学校部活動の地域展開が求められています。

【青少年の育成】

- 情報化やグローバル化の急速な進展により、世界中のあらゆる人々をつなぎ情報交換が可能になった反面、有害な情報も氾濫しており、判断能力が十分に身につけていない青少年が事件に巻き込まれるなど、様々な問題が表面化し、大きな社会問題となっています。
- 近年の情報化や少子化等社会・経済の急激な変化は、青少年の意識や行動に影響を及ぼしており、個人の自由や権利を過度に主張するあまり、社会性や公共性の観点が希薄になるなど、青少年問題は複雑化・多様化する傾向にあります。
- 本町では各地区の教育懇談会等を通じ、町民一人ひとりの意識の高揚を図り、家庭、地域、学校、関係団体等が連携し、青少年の健全な心身を育むため、地域での交流を通じ人と人とのつながりを強固にし、信頼関係を築いていく必要があります。
- 青少年の活動は、野外活動やスポーツなど多様であり、町内においては、子ども会育成連絡協議会を通じて、それぞれ自主的な活動を展開しています。今後も、これら団体の活動を通じて人間関係を形成する能力を高めるとともに、多様な文化や価値観を尊重しあい、他者と協力し、社会の一員として主体的に活動できる力を身につける必要があります。しかし、こうした学校外活動への関心が高まる中、担い手の確保と養成が不十分であるといった問題が残っています。

【高等学校以上の教育の振興】

- 経済的理由により進学意欲のある者が高等学校以上の教育を受けられないことがないように「奨学資金貸付基金」の活用を支援することが求められています。また、町内から高校へ通う生徒が公共交通機関を利用することで、保護者の負担軽減を目的に、通学定期券購入費に対する補助を行っています。今後、物価高騰などにより、需要は高まると思われます。

【生涯学習】

- 近年、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、町民の間では自己に合った学びを通じて、心の豊かさや生きがいを求めるニーズが高まっています。その一方で、生涯学習への参加者数や施設の利用者数は減少傾向にあり、こうした背景には少子高齢化の影響や、学習の場や機会の魅力不足、ライフステージごとの学習ニーズに十分応えられていないことがあると考えられます。
- 町内には文化センターやふれあいセンターなどの学習拠点があるものの、これらの施設の活用が十分とはいえないため、誰もが気軽に足を運んでもらえる環境づくりや施設の老朽化に伴う修繕改修も行っていく必要があります。
- 蟻川図書館については、図書貸出冊数は減少傾向にあり、若年層を中心に紙媒体の利用が減少していることが要因と考えられるため、デジタル化等の活用を含め図書館サービスの検討を行っていく必要があります。

【スポーツ活動】

- 施設利用が低迷していることから、効果的な情報発信で住民に施設を身近に感じてもらう工夫が必要です。また、スポーツを通じた住民の交流機会が減少しており、特に若年層の運動離れが目立つため、新しい取り組みが必要です。
- 町民から施設の老朽化や不足が指摘されており、特に多様なスポーツ施設やこども向けの遊び場の増設が望まれています。また、こどもや高齢者向けのスポーツ教室の需要は高いもの

の、プログラムが不足しているため、ニーズに合った教室の新設が必要です。

○多くの町民が時間や環境などの理由で施設利用をためらっているため、閉館時間の見直しや利用情報の発信を通じて、運動のきっかけや仲間づくりを支援することが必要です。

(2) その対策

【学校教育】

①就学環境の充実

義務教育学校の開校に向けて、魅力ある施設整備や特色ある教育カリキュラムの構築を推進します。また、安全で質の高い教育環境づくりや、通学支援のためのスクールバス運行の見直しも行います。

さらに、老朽化した給食センターの更新を早急に検討し、給食費の無償化については国や周辺自治体の動向を見ながら総合的に判断します。

②確かな学力の育成

こどもの個々の能力、理解度等の実態を把握し、その子の良さを生かしながら、発達段階に応じた学力や体力の向上が図れるよう支援します。また、地域に根差した体験的な活動を通じて社会の変化に自ら柔軟に対応できる力を身につけ、郷土を愛する心を育む ESD を推進するとともに、グローバル社会が進展する中での国際感覚を養うための英語活動等の充実を図ります。さらに、児童生徒が健康的な心と体を育むためスポーツや芸術活動等にも取り組み、児童生徒一人ひとりの特性に応じた教育的な支援を行います。こうした取り組みを進めるうえで、教職員の指導方法の工夫と資質向上に努め、心身ともに健康でこどもと十分向き合える環境づくりを進め、きめ細かく適切な教育的支援が行えるよう指導体制を整備していきます。

③地域とともにある学校づくり

学校公開等による情報公開を行うとともに、地域と連携した特色ある学習活動を進め、地域と学校の協働による学校づくりを進めます。また、統合学校の開校にあたっては、学校・家庭・地域が一体となった学校づくりを進めるために、コミュニティ・スクールのあり方を検討し、学校を単なる教育の場にとどめることなく、地域コミュニティの中心として機能させ、地域全体でこどもたちを育み、こどもも大人も学びあう学びの拠点として構築していきます。部活動の地域展開については、町のスポーツクラブや中学校と連携を図りながら、広域連携を視野に入れ検討していきます。こども基本条例の理念を町民と共有し、こどもにやさしい学校づくりを推進します。

【青少年の育成】

①健全育成のための協働

家庭、地域、学校、関係団体等が相互に協力・連携し、地域ぐるみでこどもを見守り育てることができる環境づくりを推進します。

②豊かな心を育む教育の充実と支援

地域の自然、歴史、文化といった地域資源を活かした自然体験や学習の機会を通じて、ふるさとに誇りと愛着をもち、豊かでたくましい心を育みます。また、家庭、地域、学校、関係団体等と連携し、青少年リーダーや青少年団体を育成するとともに、青少年の自主的な活動を支援します。

【高等学校以上の教育の振興】

①就学の支援

奨学資金貸付基金を活用し、奨学資金貸付を行います。

②通学生への支援

通学定期券購入助成や新たな交通手段の検討などにより、保護者の負担を軽減します。

【生涯学習】

①生涯学習の充実

ライフステージや興味関心に応じた各種講座の充実を図り、学習グループ、クラブ、サークル等の育成・支援及び地区公民館、分館活動の支援を推進します。また、生涯学習の拠点施設である文化センター等の維持管理や機能拡充を図ります。

②図書館サービスの充実

蟻川図書館では、利用者のニーズに沿った蔵書を充実させることにより、図書館利用者を増やしていくとともに、地域における読書ボランティア活動などを引き続き支援します。また、安全で快適な施設環境の整備や蔵書検索システム等の機能拡充を図り、誰もが利用しやすい空間づくりを推進します。

【スポーツ活動】

①生涯スポーツ活動の充実

年齢や体力に合わせて、誰もがスポーツを通じて健康になるよう、スポーツ推進委員や町内スポーツ団体等の活動を支援します。また、町ならではの特色を活かしたスポーツイベントも積極的に支援し、住民同士の交流機会の創出を図ります。

②スポーツ環境の充実

既存施設の有効活用と適正な管理運営に努め、こどもからお年寄りまで、誰もが気軽に様々な目的でスポーツを楽しめる環境を整えます。あわせて、より利用しやすい施設を目指し、仕事や子育てで忙しい方も利用しやすいよう、閉館時間の延長の検討を進めます。

③情報発信の強化

Web サイトや SNS、広報誌などを活用した情報発信の強化を行い、施設の特徴や利用状況などの見える化やイベント情報などをわかりやすく発信することで、これまで運動に縁がなかった方も、気軽に一歩を踏み出せるよう、環境づくりを推進します。

〈地域の持続的発展のための分野別目標〉

分野	項目	単位	現状値 (R 6)	目標値 (R 12)
学校教育	児童生徒数※	人	577	490
青少年の育成	青少年サポーター登録者数	人	6	8
生涯学習	生涯学習への参加者延人数	人	2,807	2,900
	図書館利用者数	人	11,154	12,000
スポーツ活動	スポーツ教室等参加者延人数	人	3,018	3,100

※魅力ある教育を提供することにより、出生数における令和12年度の児童生徒数からの増加を目指す指標。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 【校舎】	小・中学校校舎管理事業	町	
		統合学校整備事業	町	
		小・中学校 LED 化事業	町	
	(1) 学校教育関連施設 【屋外運動場】	統合学校整備事業	町	
	(1) 学校教育関連施設 【スクールバス・ポート】	スクールバス購入事業	町	
	(1) 学校教育関連施設 【給食施設】	消毒保管機入替工事事業	町	
		給食センター給水設備改修工事事業	町	
	(1) 学校教育関連施設 【その他】	統合学校備品購入事業	町	
	(3) 集会施設、 体育施設等 【公民館】	ふれあいセンター屋根改修事業	町	
		文化センター施設改修事業	町	
		ふれあいセンターLED 化事業	町	
	(3) 集会施設、 体育施設等 【体育施設】	社会体育施設照明改修事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	教員住宅解体撤去事業 (老朽化した町有施設の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る。地域住民が持続的に安心・安全に生活することができる。)	町	
		学校 ALT 配置事業 (学校へ外国語指導助手を配置する事業。低学年のうちからネイティブの英語に触れる機会を増やし、外国人に慣れ親しむことにより国際理解や語学力向上の学習を支援する。)	町	
		統合学校備品購入事業 (統合学校の開校にあたり、必要な備品を整備することにより、児童生徒に快適で特色ある学びの場を提供する。)	町	
スポーツ人材育成（ジュニア育成）事業 (町民の体力向上と競技力向上を図る)		町		

		とともに、公認資格取得者の育成・支援を行うことにより、底辺拡大とスポーツ人口の増加を図る。）		
	(5)その他	学びの場支援事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に基づき、個別施設計画と整合性をとりながら次のように推進していきます。

- ① 学校施設：建築後 30 年以上が経過している施設は、大規模な改修が必要になることが見込まれます。今後も継続的に利用していくため、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を実施します。
- ② 文化・コミュニティ施設：施設の約半数は、昭和 40 年～60 年代に建設されているため、今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。

10 集落の整備

(1) 現況と課題

【コミュニティ】

- 地域で行われるイベントや行事などを通じ、住民相互のふれあいや交流が行われています。地域の連帯感や認識の共有化は重要なものであり、町外から地域の取り組みに参加される方などが関係人口となり地域を盛り上げる力となることから、地域住民の積極的な参加で交流を深めることが求められています。
- 地域コミュニティを育むことは地域の見守りや気配りにつながります。予想を超える災害の発生が増えており、日ごろから地域の結束力を高めておく必要があります。
- 夏まつりなどの毎年実施するイベントを継続し、地区をはじめ町民全体の連帯感を醸成していく必要があります。
- 少子高齢化が進むことで地域のコミュニティ維持が困難になる可能性があります。地域の活動やイベントには子どもたちを含め多くの大人たちの協力が必要です。大人たちは子どもたちに多様な価値観や地域資源について教え、子どもたちはそれらを学ぶ体制が下積みとなり、町への愛着が育まれます。一定の経験を積んだ多くの子どもたちが、地域のリーダーとして活躍できるように郷土意識の醸成を図り将来のまちづくりの担い手を育成していく必要があります。
- 町に移住する外国人が増加する中、日本人、外国人が分け隔てなく暮らすことができる多文化共生の仕組みづくりが求められています。
- 情報発信手段の多様化を図りながら、転入者や若年世帯に向けた情報提供の強化に努めています。今後も情報発信の充実によりコミュニティ意識の醸成を図るための取り組みが必要です。
- 若年層が積極的に意見を述べることができる機会や場を意識的に設けるなど、将来の担い手づくりに向けた取り組みを進めていますが、今後も若年世代におけるコミュニティ意識の醸成やコミュニティ活動の促進につながる取り組みを進めていく必要があります。

【町民参加】

- 町民が活躍する協働のまちづくり実現のためには、町民と行政が対等な立場で互いを尊重し合う深いパートナーシップ関係のもと、未来のまちづくりの目標やその実現に向けた手段等を共有し、各々が果たすべき役割と分担を意識するなど、相互理解と信頼関係をさらに深めていくことが重要です。そのために、町民・町民活動団体・町内事業者などあらゆる主体が積極的にまちづくりに参画するための意識醸成や、町の情報を迅速、正確かつ効果的に提供していく取り組みが重要となります。
- 町民等の町政参画の促進に向け、各区等の長の役割分散と負担軽減を図りつつ、地域の主体的活動を支援してきました。審議会等の公開制度の運用や「町長と語る会」など広聴活動の充実により、幅広い世代の意見を取り入れる取り組みも実施してきました。広報・広聴をより充実させ、町民等の町政参画の意識醸成に引き続き取り組む必要があります。
- 各種 SNS、YouTube などの情報ツールを活用し、特に若い世代に向けた情報発信を意識した取り組みを進めています。また、LINE を通じたハザード報告の仕組みの導入など、新たな情報収集の手段の整備も進めています。各種情報の発信や収集においては、町民満足度をさらに高めるため取り組みを継続することが求められています。
- 職員に対する個人情報保護・情報セキュリティ研修の継続など、適正な情報管理に取り組んでいますが、今後も開かれた町政の実現のため、適正な行政情報の管理、情報公開及び情報保護に努めながら、町民等との信頼関係の深化に努めていく必要があります。

【人権の尊重】

- 日本国憲法第 11 条では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と示しています。
- 本町においては、「差別撤廃と人権擁護に関する条例」を施行し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、また、「犯罪被害者等支援条例」も施行し、犯罪被害者の人権を保護し、町民が安心して生活できる「人権のまちづくり」を進めています。
- 差別、虐待、いじめなどの人権問題は現在もなお後を絶たないことに加え、少子・高齢化や国際化、情報化の進展や社会情勢の変化により新たな問題も発生するなど、私たちを取り巻く人権に係る問題は日々多様化、複雑化しています。
- このような実情を踏まえ、「第 3 次山ノ内町人権に関する総合計画」に基づいた人権施策を推進し、町民一人ひとりが人権問題を自分のこととして捉え解消に向けて取り組み、個性や異文化・価値観の違いを認め合う必要があります。
- 平和な社会を形成するため「平和の町宣言」を行い、核兵器廃絶と世界の恒久平和を願い、平和に関する取り組みを進めてきました。今後も、いままでの取り組みを継続し、平和の尊さについて町民自らが考え、行動できるような取り組みが必要です。
- 人権行政の担い手である町職員においては、研修等を通じ、全職員が業務上のあらゆる面において人権尊重を基盤とした行政運営の推進に取り組んでいます。また、職場内におけるハラスメントや不当差別の防止に取り組んでいます。

【男女共同参画社会】

- 現代社会では、性別に関係なくお互いにその人権を尊重し合いながら、責任を分かち合い、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。
- 家庭や地域、職場等において、アンコンシャスバイアスや、伝統的・固定的な男女の役割分担意識や慣習が、依然として根強く残っています。このような偏見や固定的な意識をなくすために、男女共同参画の視点に立った意識改革を行うとともに、次代を担うこどもたちへ性別に関係なく個性を尊重する教育を進めていく必要があります。
- 本町では、「やまのうち男女共同参画プラン21」の計画に沿った各種施策を推進し、啓発活動や講座等を開催していく必要があります。
- 行政においては、女性の意向が広く反映できるよう各種審議会等への女性の登用に取り組んでいます。

(2) その対策

【コミュニティ】

①コミュニティ意識の醸成

地域での関わりを強化し、住民一人ひとりが地域コミュニティの役割や重要性を認識できるような啓発や情報提供を行い、みんなで自分たちの地域を創り守っていく意識の醸成を図ります。また、地域のこどもたちの関わりを通じて、将来の地域リーダーの育成を推進し、社会の寛容性を高めることで、一人ひとりが自己実現を図り、しあわせを実感できる「ゆたかな社会」の実現を推進します。

②コミュニティ活動の充実

コミュニティ活動の活性化を促すため、地域における活動の育成や支援、地域間交流を促進します。また、町への転入者や若者とのコミュニティのあり方について検討するとともに、町民全体の融和が図れるよう支援します。

【町民参加】

①協働のまちづくりの推進

町民が一体となって協働によるまちづくりを進めるための理解を深めるとともに、町民が各種計画の策定や施設管理などに気軽に参画できる環境づくりに努めます。また、人口減少や少子高齢化が進行する中で、行政が求める役割を軽減しながら協働のまちづくりを進めるように努めます。

②情報共有の充実

全世代（特に高齢世代）を意識したインターネット活用による情報伝達の工夫に取り組むとともに、対象者や内容を意識したメリハリある発信と迅速かつ効果的な提供を図ります。

また、広聴に係るコンテンツの充実に取り組んでおり、今後はより多くの町民が広聴活動を通じ町政に参画いただけるよう意識醸成を図る取り組みを推進します。

さらに、個人情報保護や情報セキュリティに配慮した情報公開・提供により町民理解の深化を図り、町政に対する町民の関心・理解を高め、町民参加を促進します。

【人権の尊重】

①町民の安全・安心な暮らしを守り、差別を生まないまちづくり

「人権のまちづくり」の基盤として、すべての町職員が人権行政の担い手であることを自覚し、あらゆる分野で「人権尊重の視点」に立った町政を引き続き推進します。職員一人ひとりの意識がさらに深まるよう取り組みの工夫を図ります。

②偏見・差別を解消し、異文化・多様性を認め合うまちづくり

人権問題への正しい理解を通じて、町民一人ひとりが自分自身の偏見に気づく力や、噂やデマにはんろうされず正しい情報を見抜く力をつけるために、行政、保育園・学校、家庭・地域、企業・職場などあらゆる場において、効果的で実践につながる教育やそれに伴う活動を推進します。

③人権侵害の被害者を救済するまちづくり

庁内の各課等はもとより、国や県、関係機関との連携を一層密にし、町民が差別や人権侵害に直面したときに、必要な情報提供や支援を受けながら問題を早期解決できる体制づくりを図ります。

④人権課題別施策の推進

同和問題、女性、障がい者、こどもなど従来からの人権課題の他、情報化の進展や価値観の多様化などにより生まれた新たな人権課題の実態を見据え、あらゆる対象に向け人権施策の推進を図ります。

⑤平和のまちづくりの推進

戦争の悲惨さ、平和の尊さ、命の大切さを伝えるため、「平和の町宣言」の精神に基づき、町民とともに平和に関する啓発活動や教育を推進し、平和な社会の実現を図ります。

【男女共同参画社会】

①男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

国際情勢を踏まえ、性別による固定的役割分担意識の解消、アンコンシャスバイアスの理解のための広報・啓発活動に取り組みます。また、あらゆる場において、男女共同参画社会を推進するための教育・学習を推進します。

②男女がともに活躍できる環境づくり

あらゆる場への女性の参画を促進するとともに、ワークライフバランスを重視し、男女がともに社会に参画しやすい環境づくりを推進します。

③健やかで安心できる自立した生活づくり

あらゆる暴力等を解消し、一人ひとりが心身ともに健康でいきいきと暮らすための支援の充実を図ります。

〈地域の持続的発展のための分野別目標〉

分野	項目	単位	現状値 (R 6)	目標値 (R 12)
コミュニティ	新たに開始するコミュニティ事業件数 (5年間累計)	件	4	8
町民参加	地域おこし協力隊定住率	%	28.6	50.0
	審議会等の開催回数に対する一回当たり傍聴者の数	人	5.0	7.0
人権の尊重	差別をなくす町民大会参加者数	人	190	200

男女共同参画 社会	審議会等における女性委員の割合	%	24.0	30.0
--------------	-----------------	---	------	------

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域活性化事業支援補助事業 (各地区が実施する地域活性化（地域おこし）事業に対し経費の一部を補助する。町民主体によるまちづくりの一層の推進を図るため、町民・地域の自主的な取り組みを支援することで特色ある地域づくり、地域の活性化が図られる。)	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画において該当する施設はありませんが、本過疎計画における公共施設等のあり方や今後の方向性については、総合管理計画及び個別施設計画と整合性をとりながら、総合的な利活用を推進します。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と課題

【伝統・文化】

- 本町には国・県・町指定の文化財として、「有形・無形文化財」、「史跡」、「天然記念物」などが数多く存在し、町民の貴重な共有財産として受け継がれており、文化財は歴史や文化を理解する基礎となり、次世代に継承するため大切に保護していく必要があります。
- 教育や啓発活動を通じて、文化財への関心や保護意識を高めるとともに、地域振興にも文化財を積極的に活用していく必要があります。本町の歴史を次世代に継承するため、文化財のデジタル化に向けた取り組みが必要です。

【町民文化】

- 価値観の多様化が進む中、ゆとりのある生活や心の豊かさを求めて、文化芸術への関心が高くなっている中、本町では、文化活動の拠点となる文化センター・ふれあいセンター等の生涯学習施設の充実を図り、町民の自主的な文化芸術活動の支援に努めてきました。
- 多様な文化芸術活動を支援するため、創作活動や発表の場を広く提供し、身近に参加できる場の創出や質の高い文化芸術に触れ合うことのできる鑑賞機会の充実に努める必要があります。
- 志賀高原ロマン美術館は町の文化の拠点施設であり、近年、インバウンド客の増加が顕著であり、年々入館者が増加しているため、美術館の存続を前提に有効活用を検討していく必要があります。

(2) その対策

【伝統・文化】

①文化財の保護と活用

町民が文化財を誇りに思い、大切に次の世代へ引き継げるよう、文化財パトロールによる看板等の改修やデータ管理により、適切な管理・保存に努めます。また、本町の文化的資源として地域振興にも積極的に活用します。そのほかに埋蔵文化財の発掘や的確な調査研究を推進します。

②町文化を生かした交流支援

町内で開催されるイベント等において、本町の歴史や文化、芸能を体験する場を設け、親しんでもらうための取り組みを促進します。

【町民文化】

①文化芸術活動の充実

各種イベント等を開催し、幅広く町民が文化芸術とふれあうことができる鑑賞機会の充実を図ります。また、志賀高原ロマン美術館は、周辺の地域資源と共に観光分野と連携しながら有効活用を図ります。

②文化芸術団体、指導者の育成

町民の自主的な文化芸術活動を促すため、多様な文化芸術団体及び担い手や指導者の育成・確保を図ります。

(地域の持続的発展のための分野別目標)

分野	項目	単位	現状値 (R 6)	目標値 (R 12)
伝統・文化	文化財公開講座等開催数	回	3	5
町民文化	文化協会加盟団体数	団体	35	35
	美術館入館者数	人	7,242	7,500

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振 興施設等 【地域文化振興 施設】	佐野遺跡活用整備事業	町	
		志賀高原ロマン美術館機械設備更新事業	町	
		志賀高原ロマン美術館施設改修事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に基づき、個別施設計画と整合性をとりながら次のように推進していきます。

- ① 文化・コミュニティ施設：危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めるとともに、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と課題

【自然エネルギー】

○温暖化による異常気象や、農作物への影響が懸念される中、「山ノ内町ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、2050年までのCO₂排出実質ゼロに向け、町民の意識醸成を含めた取り組みが必要です。

(2) その対策

【自然エネルギー】

①CO₂排出実質ゼロに向けた取り組み

「山ノ内町ゼロカーボンシティ宣言」や「山ノ内町地球温暖化対策実行計画」に基づき、町民の意識高揚に向けた取り組みや、町の自然・地形・資源を活かした再生可能エネルギーの導入の支援を行います。

〈地域の持続的発展のための分野別目標〉

分野	項目	単位	現状値 (R 6)	目標値 (R 12)
自然エネルギー	再生可能エネルギー利用設備補助の申請件数(5年間累計)	件	16	50

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの 利用促進	(2) 過疎地域 持続的発展特別 事業	再生可能エネルギー利用設備導入補助事業 (太陽光、温泉熱等の再生可能エネルギーを利用する設備を導入する者に対し補助を行いカーボンニュートラルの推進を図る。)	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画において該当する施設はありませんが、本過疎計画における公共施設等のあり方や今後の方向性については、総合管理計画及び個別施設計画と整合性をとりながら、総合的な利活用を推進します。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と課題

【土地利用】

- 本町の大部分は上信越高原国立公園内の自然豊かな山林や高原で、宅地は夜間瀬川沿岸域を中心とした温泉街と農村部の集落に分布し、その周辺部が農地として利用されています。
- 農地では耕作放棄が増加しており、山際の農地は耕作がされず山林化が進んでいます。
- 用途地域に指定された中心市街地は、比較的規制の緩やかな商業地域などが多くを占めています。近年は空き店舗をリニューアルする利活用も進んでおり、観光ニーズに応じた更なる都市基盤の整備・長寿命化を図る必要があります。
- 中心市街地の産業振興を図りながら、転入者や定住者を増やす居住環境の整備を進める必要があります。
- 高齢社会への対応や観光産業の再生などを視野に、人にやさしいまちづくりに努めるとともに、観光客など来訪者を迎え、安全・快適、賑わいのある市街地の形成を図る必要があります。

【行政サービス】

- 地方分権の進展により、町民に身近な自治体として、その果たすべき役割がますます重要となっており、多様化、高度化する町民ニーズに迅速かつ的確に対応することが求められています。
- 本町は、総合計画を施策推進の指針とし、「山ノ内町行政改革大綱」を踏まえながら効率的な行政運営を推進し、一定の成果をあげてきましたが、新たに解決していかなければならない課題は少なくありません。
- 厳しい財政状況の中で、これらに対処していくためには、人材や財源、施設、情報など町がもつ行政資源を最大限に活用していくことが必要です。また、種々の施策・事業を適正かつ効果的に実施していくため、行政評価を行い、その効果を政策に反映させていくことも必要です。
- 町民サービスについては、「おもてなし宣言」の理念に従い、窓口を訪れた町民の皆さんが、安心して気持ち良く行政サービスを受けることができるよう、担当窓口のすべての職員が対応できるよう係内研修の実施や町民にわかりやすい申請書類の見直しと併せ、行政手続のデジタル化などを行い、町民が利用しやすい親切で質の高いサービスを提供することが求められています。また、個人情報の管理にあたっては、不用意に漏えいすることがないように、適正な管理が求められています。
- 町民の安心安全な暮らしを支える各種行政サービスをより便利で効果的なものに改善・拡大していくためには、町職員の資質向上が重要であり、初任者研修から経験者研修まで階層に応じた職員研修の受講を促すことにより、職員の意識や専門性の向上、幅広い知識や技術の習得に取り組んできました。また、正副担当制やスタッフ制の考え方を継続し、限られた人員体制の中でも窓口対応の質の向上に努めており、今後も安定的なサービス提供に向けて取り組みを継続していくことが必要です。

【行財政運営】

- 町税の安定的な確保を図るため、納期内納税推進と滞納処分を強化するとともに多種多様な納付方法に対応する納税環境の拡充整備を進めています。人口減少や固定資産税評価額の下落が続いているなどの影響等により町税収入の減少が見込まれる中、安定した行財政運営を継続するためには、国・県等の補助金や交付金など特定財源の積極的な活用のほか、社会情

勢等を見据えた使用料・手数料等の見直しやクラウドファンディングなどの多様な自主財源の確保が必要となっています。

- 限られた財源を効率的・効果的に活用しつつ、学校統合をはじめとする各種施策を遂行するため、前例や慣例にとらわれず必要性や緊急性を見極め、「選択と集中」のもと創意工夫と新たな視点による歳出抑制が必要です。
- ふるさと納税については、ポータルサイトの追加や魅力的な返礼品の拡充により寄附金額が増加傾向にある中、更なる拡充を図るには、リアルイベントへの参加やふるさと納税制度に係る積極的な広報等が必要です。
- 人口が減少する中、老朽化した公共施設等の存続・廃止の検討や長寿命化等を計画的に進め、コスト縮減や利用者の利便性の向上など、効果的・効率的な施設運営が求められています。
- 職員の適正管理においては、職員採用に際し社会人経験者や専門職の採用を積極的に行い、即戦力の確保や年齢構成の平準化を図るとともに、売り手市場による民間との競合や定年引上げ、障がい者雇用促進に対応するため、採用方法の工夫や会計年度任用職員制度の活用を通じて、多様な人材の確保に取り組んでいます。
- 行政サービスの多様化に対応するため、組織機構の見直しの継続的な検討や今後も効率的な人材配置と業務分担を行うとともに、当面続くと思われる売り手市場の中で、専門職など多様で即戦力となる人材をいかに確保・育成していくかが重要です。

【広域行政】

- 町民の社会経済活動の広域化が進む現状の中で、人口減少や財政負担の増加など同様の地域課題を抱える広域圏域の自治体同士が連携し、より効率的で質の高い行政サービスの提供と住民負担の軽減を目指す広域行政について、更なる充実が求められています。町や広域圏域の地域特性に配慮しつつ、広域行政の視点から住民福祉の向上と社会経済の発展につなげていく取り組みを、これまで以上に検討していく必要があります。
- 北信広域連合、岳南広域消防組合、北信保健衛生施設組合といった一部事務組合等との連携を継続し、特別養護老人ホームの運営、消防業務、ごみ処理等の広域的共同事業を実施しているとともに、観光振興においても関係市町村で組織する広域連携協議会に参画し、広域的な魅力や課題を共有しながら連携による取り組みを進めています。
- 広域行政による各種事業に取り組んでいますが、今後も関係機関との連携を強化し、新たな分野で更なる広域化を推進することについて自治体間相互で模索し研究しながら、町民にとって最適で効率的な行政サービスの提供と充実、費用削減や適正な経費負担等を実現していく必要があります。

【ユネスコエコパーク】

- 本町は自然の恵みにより発展し、食文化や伝統工芸、祭りなどの独自文化を育んできました。これらは農業・観光の基盤として、次世代へ引き継いでいかなければなりません。ユネスコエコパークの理念や取り組みに対する認知度は高いとは言えない状況である中、町民や観光客を含む関係者がそれぞれの立場で理解を深め、自然環境の保全、調査研究・教育、そして文化と社会経済の両面で持続可能な地域づくりに取り組む必要があります。
- ユネスコエコパークは SDGs 達成に貢献するモデル地域として国際的な位置付けを有していること、また国内や世界ネットワークの一員として様々な貢献が求められていることを

踏まえて進める必要もあります。

(2) その対策

【土地利用】

①国土利用計画との調整

第4次国土利用計画（令和3年度から令和12年度）に基づき、町の貴重な財産である豊かな自然環境や景観を守りながら、健康で文化的な生活環境の整備に向けたまちづくりを進めます。

②適正な土地利用の誘導

土地利用に関する法令や条例、関連計画を町民へ周知するとともに、各地域の特性を活かし、互いに連携・補完する適正な土地利用を図ります。

③魅力ある街並みの形成

多くの観光客が訪れることから、懐かしく温もりを感じられる温泉街の景観を保全し、文化や歴史を感じさせる魅力あるまちづくりを推進します。

【行政サービス】

①窓口サービスの充実

担当窓口のすべての職員が対応できるよう係内研修の実施などにより、利用者が理解しやすい申請書類の見直しを行うなど、来庁者の利便性を重視した日常業務の改善に努め、接遇の徹底や研修による接遇レベルのスキルアップを行い、親切で質の高い窓口サービスの提供を図ります。

②職員の資質向上の推進

限られた人員の中、多様化・複雑化する業務への対応力を高めるため、引き続きタイムリーな内容の研修受講を促進します。

関係機関との「相互の人事交流」を基本に、人材育成のための職員研修派遣に取り組むとともに、「能力・実績主義の人事管理」「職員の人材育成と組織力の向上」を目指す新・人事評価制度の構築に鋭意喫緊に取り組めます。

【行財政運営】

①行政経営の効率化

長期的で経営的な観点のもとで定員適正化計画を策定するとともに、職員数の抑制は基本方向としながらも、町民ニーズや町を取り巻く情勢、組織の現況を踏まえ、時代に即した組織の在り方と職員数の適正化について十分検討を行いながら柔軟で効率的な組織体制の確保を図ります。また、職員採用においては「選ばれる職場」づくり、職員管理においては「働き続けられる職場づくり」を意識した取り組みも進めます。

②健全な財政運営

町税収入の安定やふるさと納税制度による基金の造成など、自主財源の確保に努めるほか、国・県等の補助金や交付金などの特定財源の積極的な活用を図るとともに、町民ニーズを的確に把握し、必要性や緊急性を見極め「選択と集中」による効率的で持続可能な財政運営を推進します。

公共施設等については、適正配置を基本とし、計画的に改修や更新等を進め、財政負担の

軽減・平準化を図ります。

【広域行政】

①広域行政の推進

広域化することによりさらに効率的な行政サービス提供につながる事業、費用削減が見込まれる事業、町や広域圏域全体の活性化が図れる事業から、広域連携の実現に向けた検討を進めるとともに、行政需要の多様化や高度化から生じる新たな重要課題に対し、広域行政の推進による課題解決を図ります。

より戦略的で持続可能な地域づくりにつながる枠組みの構築を目指すとともに、連携する自治体相互の地域課題を明確にした上で、新規事業も含めそれぞれの強みを生かせる共同事業を推進します。

【ユネスコエコパーク】

①自然環境の保全

様々な啓発活動を実施することにより、町民や来訪者の志賀高原ユネスコエコパークに対する認知度や理解度の向上を促進し、自然環境の保全に対する意識の高揚を図ります。また、希少・固有・在来種の保護復元や外来生物対策など生物多様性保全活動を実施するとともに、その活動を促進するための支援、管理や連携体制の確保に努めながら、他の認証制度の活用や連携なども視野に入れて取り組みます。

②自然・遺産を引き継ぐための調査研究と教育

志賀高原ユネスコエコパークは“ESDの先進地”とも言われており、この特色をPRしつつ、引き続き環境教育を推進するとともに、ユネスコスクールでのESD実践を支援するなど次世代の人材育成のための取り組みを進めます。また、志賀高原ユネスコエコパーク管理運営に必要な調査研究のための人材育成や体制整備、国際化や情報化への対応を見据えた取り組みを促進します。

③文化的・社会経済的に持続可能な地域づくり

ユネスコエコパークの知名度向上を図る取り組みを関連団体と連携し国内外に向け進めるとともに、産業間連携、農産物・特産品の高付加価値化、地域固有の魅力・文化の見つめ直しと観光資源化を図る取り組みなど、産業活性化を中心とした持続可能な地域づくりを進めます。

〈地域の持続的発展のための分野別目標〉

分野	項目	単位	現状値 (R6)	目標値 (R12)
行政サービス	専門研修への参加人数（5年間累計）	人	5	5
行財政運営	経常収支比率	%	87.2	87.7
	実質公債費比率	%	8.8	9.1
	ふるさと納税額	千円	459,666	700,000
広域行政	新たな広域行政の取り組み	件	0	1
ユネスコエコパーク	自然観察等ガイドツアー参加者数	人	9,808	15,000

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	【行財政運営】	公用車両導入・更新事業	町	
		文書管理・電子決裁システム事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に基づき、個別施設計画と整合性をとりながら次のように推進していきます。

①庁舎等施設：点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成				
2 産業の振興、観光の開発	過疎地域持続的発展特別事業	訪日外国人受入環境整備事業 (外国人観光客等の町内観光地への周遊を促し滞在していただくことを目的に無料Wi-Fiの整備・維持等を行う。)	町	
		求職・求人マッチングシステム事業 (町内における産業の人材不足を解消すべく、スポットワークの需給マッチングを促進するプラットフォームを運用する。)	町	
3 地域における情報化				
4 交通施設の整備、交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業	地域の足運行事業 (公共交通しか移動手段のない住民の日常生活の足を確保するため長野電鉄及び長電バスの事業へ補助し、定期便とデマンドのコミュニティバスを運行する。)	町	
5 生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業	町営住宅解体事業 (老朽化した町有施設の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る。地域住民が持続的に安心・安全に生活することができる。)	町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業	旧泉保育園除却事業 (老朽化した町有施設の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る。地域住民が持続的に安心・安全に生活することができる。)	町	
7 医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業	須賀川地区医師対策事業 (須賀川地区における診療施設の維持経費。町有施設を活用して診療を行うことで、高齢化が著しくまた公共交通機関が乏しい同地区の地域医療の充実を図り、住民の安心・安全な暮らしを支える環境が確保できる。)	町	

8 教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業	教員住宅解体撤去事業 (老朽化した町有施設の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る。地域住民が持続的に安心・安全に生活することができる。)	町	
		学校 ALT 配置事業 (学校へ外国語指導助手を配置する事業。低学年のうちからネイティブの英語に触れる機会を増やし、外国人に慣れ親しむことにより国際理解や語学力向上の学習を支援する。)	町	
		統合学校備品購入事業 (統合学校の開校にあたり、必要な備品を整備することにより、児童生徒に快適で特色ある学びの場を提供する。)	町	
		スポーツ人材育成(ジュニア育成)事業 (町民の体力向上と競技力向上を図るとともに、公認資格取得者の育成・支援を行うことにより、底辺拡大とスポーツ人口の増加を図る。)	町	
9 集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業	地域活性化事業支援補助事業 (各地区が実施する地域活性化(地域おこし)事業に対し経費の一部を補助する。町民主体によるまちづくりの一層の推進を図るため、町民・地域の自主的な取り組みを支援することで特色ある地域づくり、地域の活性化が図られる。)	町	
10 地域文化の振興等				
11 再生可能エネルギーの利用の促進	過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー利用設備導入補助事業 (太陽光、温泉熱等の再生可能エネルギーを利用する設備を導入する者に対し補助を行いカーボンニュートラルの推進を図る。)	町	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項				